

**人を想い 共に生きる
ユニバーサルデザイン社会の実現
～ HITOプロジェクト ～**

－ 佐賀ユニバーサルデザイン推進指針 2015 －

**平成27年7月
佐 賀 県**

目次

第1章 はじめに

第1節 指針策定の趣旨	1
第2節 ユニバーサルデザインとは	1
コラム1 (ユニバーサルデザインの誕生)	2
コラム2 (ユニバーサルデザインとバリアフリーの違い)	2
コラム3 (多様な人を想う)	3

第2章 指針見直しなどの背景

第1節 社会環境の変化

1. 少子高齢化の進行	4
2. 障害者の社会参加の進展	5
3. 国際化の進展	6
4. その他	7

第2節 指針見直しの必要性

1. これまでの取組	7
2. 課題	8
3. 見直しの方向性	8

第3章 佐賀が進めるユニバーサルデザイン

第1節 目指す姿	10
第2節 基本姿勢	11
第3節 目指す姿の実現に向けた視点と取組体系	12
第4節 指針の期間	13
第5節 推進体制	13

第4章 視点ごとの取組の方向性

視点1 みんなで進めるユニバーサルデザイン

1. テーマ	14
2. 現状と課題	14
3. 取組の方向性 (概要)	15

視点2 みんなの豊かな暮らし

1. テーマ	17
2. 現状と課題	17
3. 取組の方向性 (概要)	19

視点3 みんなのための安全安心な社会

1. テーマ	24
2. 現状と課題	24
3. 取組の方向性（概要）	25

第5章 具体的な取組の実施計画	29
-----------------	----

第6章 県民協働によるユニバーサルデザインの推進

1. 県の役割	30
2. 市町の役割	30
3. 県民の役割	30
4. CSO等民間団体の役割	31
5. 企業の役割	31

－ 別 表 －

視点1 みんなで進めるユニバーサルデザイン

項目① ユニバーサルデザイン教育の充実	33
項目② 人材の育成	35
項目③ 普及啓発の推進	36

視点2 みんなの豊かな暮らし

項目④ 文化・スポーツ活動の促進	39
項目⑤ 観光のユニバーサルデザイン化の促進	43
項目⑥ 仕事や遊びなどの社会参加に向けた環境づくり	46
項目⑦ 国際化の促進	52
項目⑧ 情報提供の充実	54
項目⑨ ユニバーサルデザイン製品の開発・普及促進	57

視点3 みんなのための安全安心な社会

項目⑩ 防災体制の充実	59
項目⑪ 建築物の充実	60
項目⑫ 道路・交通機関の充実	65
項目⑬ その他まちなかのユニバーサルデザイン化の推進	68

－ 巻末資料 －

1. 指針の策定経過	73
2. 佐賀ユニバーサルデザイン推進会議委員名簿	74

以下、ユニバーサルデザインを「UD」と表記する場合があります。

第1章 はじめに

第1節 指針策定の趣旨

県では、平成10年3月に福祉のまちづくり条例を制定し、高齢者や障害者に対する様々な障壁を取り除くといった視点から公共的施設のバリアフリー化に取り組んできました。

また、平成15年度からは、バリアフリー化の推進とともに、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、できるだけすべての人が利用しやすいユニバーサルデザイン（UD）の考え方に立ったまちづくりが重要であるという視点を取り入れ、平成16年11月には、「佐賀県公共施設ユニバーサルデザイン取組方針」及び「県有施設のUD標準仕様」等を策定し、先導的に公共施設のユニバーサルデザインの推進に取り組んできました。

さらに、平成18年3月には、誰もが地域で自分らしく安全に暮らせる住みよいまち、安心して子どもを産み育てることができる社会を実現するため、「まちづくり、ものづくり、ソフトづくり、意識・こころづくり」の総合的なユニバーサルデザインについて定めた「佐賀ユニバーサルデザイン推進指針」を策定しました。

その後、平成19年1月に、指針に掲げている各分野の具体的取組を定めた「佐賀県ユニバーサルデザイン実施計画」を策定し、さらに平成21年2月には、実施計画の実効性を確保する観点から、成果指標などを盛り込んだ「佐賀県ユニバーサルデザイン実施計画（Ver.2.0）」を策定し、取組を進めてきました。

このたび、「佐賀ユニバーサルデザイン推進指針」策定から9年が経過したことから、これまでの取組における課題や、今後、急速に進む少子高齢化、国際化の進展などに対応するため、指針及び実施計画を見直し、新たにこの2つを合わせた「佐賀ユニバーサルデザイン推進指針2015」を策定しました。

総合的なユニバーサルデザインを推進するにあたり、県は、県政運営の理念としてユニバーサルデザインを意識し、期待されるリーダーシップを発揮するとともに率先して取り組む決意ですが、加えて県民、CSO^(※)、企業、行政等関係者全員の考え方や活動のすべてにこの理念が深く浸透していくことが重要であり、全県的な取組として展開することが求められます。

この指針は、県民、CSO、企業、行政等が共通の現状認識に基づき、県全体でユニバーサルデザインを推進していくことができるよう、各分野における現状と課題、さらにその進むべき方向、具体的取組等について明らかにするために策定するものです。

第2節 「ユニバーサルデザイン」とは

「ユニバーサルデザイン」とは、ユニバーサル（すべての、普遍的な）とデザイ

※CSO

Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、佐賀県では、NPO法人、市民活動・ボランティア団体（以上志縁組織）に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体（以上地縁組織）も含めてCSOと呼称。

ン（計画、設計）の2つを組み合わせた言葉で、「年齢、性別、身体的能力、国籍など個人の特徴にかかわらず、はじめから、すべての人にとって安全・安心で、利用しやすいように、建物、製品、サービスなどを計画、設計する」という非常に幅広い意味で使われています。

県では、このユニバーサルデザインの考え方を、建物・道路・公園・交通などのハード的なものはもちろん、サービス・ICT[※]・文化・スポーツ・観光・防災・教育・情報発信などソフト的なものや、県民一人ひとりが思いやりの心を持つといった意識の部分も含め、県民の暮らしに関わるあらゆる分野で取り入れています。

コラム1

ユニバーサルデザインの誕生

ユニバーサルデザインは、1980年代にアメリカのノースカロライナ州立大学教授で建築家のロナルド（ロン）・メイス氏によって提唱されました。

彼自身車いす利用者であり、その生活体験の中から、「特別」なもので、値段が高く、デザイン性の良くないものが多かった障害者のためのデザインでは、障害のある人もない人も、気持ちのバリアが生まれることが多いことから、はじめからみんなが使いやすい「物」や「建物」をデザインすることが大切だと考え、ユニバーサルデザインの考え方を提唱しました。

このユニバーサルデザインの考え方を理解するためには、彼が中心となって定めた次の7原則が参考になります。

1. 誰にでも公平に使用できること
2. 柔軟に使用できる（自由度が高い）こと
3. 使い方が容易にわかること
4. 必要な情報がすぐ理解できること
5. 間違えても重大な結果にならないこと
6. 少ない労力で楽に使えること
7. 使用するのに適切な大きさ・広さがあること

コラム2

ユニバーサルデザインとバリアフリーの違い

ユニバーサルデザインとよく比較される考え方にバリアフリーがあります。

バリアフリーとは、高齢者や障害者といった「特定の人」を対象に、「後から」バリアをなくすという考え方です。一方、ユニバーサルデザインは「年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず」、「はじめから」みんなが暮らしやすい環境にしていこうという考え方です。

しかし、ユニバーサルデザインとバリアフリーは、どちらも日常生活での安全性・快適性・使いやすさを目指すことに変わりはありません。高齢者や障害者等の「特定の人」のニーズに応えながらバリアフリーの取組を発展させ、より多くの人々が、安全に、快適に暮らすことができる環境をつくるのが、ユニバーサルデザインに繋がっていきます。

※ICT
Information&Communications Technology の略。情報通信技術。

社会には多様な人が存在します。男性もいれば女性もいます。高齢者もいれば、若者も、子ども、赤ちゃんもいます。障害のある人もいれば、ない人も、文化や習慣、言語の違う人もいます。

その他にも、一時的に怪我や病気をしている人、子ども連れやたくさんの荷物を抱えた人、県外から通勤・通学で来る人、観光や仕事で佐賀を訪れる人、情報を求めて初めてホームページにアクセスする人などもあります。

ここで大切なのは、「困難を抱えることは他人事ではない」ということです。誰もが年を取り、体が不自由になります。また、怪我をしたり障害を有することになるかもしれません。言葉がわからない外国に行けば、移動にも困難が生じます。

「人は多様であること」、そして「他人ごとではないということ」を認識し、これらに対応できるような環境づくりを考えていく、それがユニバーサルデザインの考え方の基本です。

第2章 指針見直しなどの背景

第1節 社会環境の変化

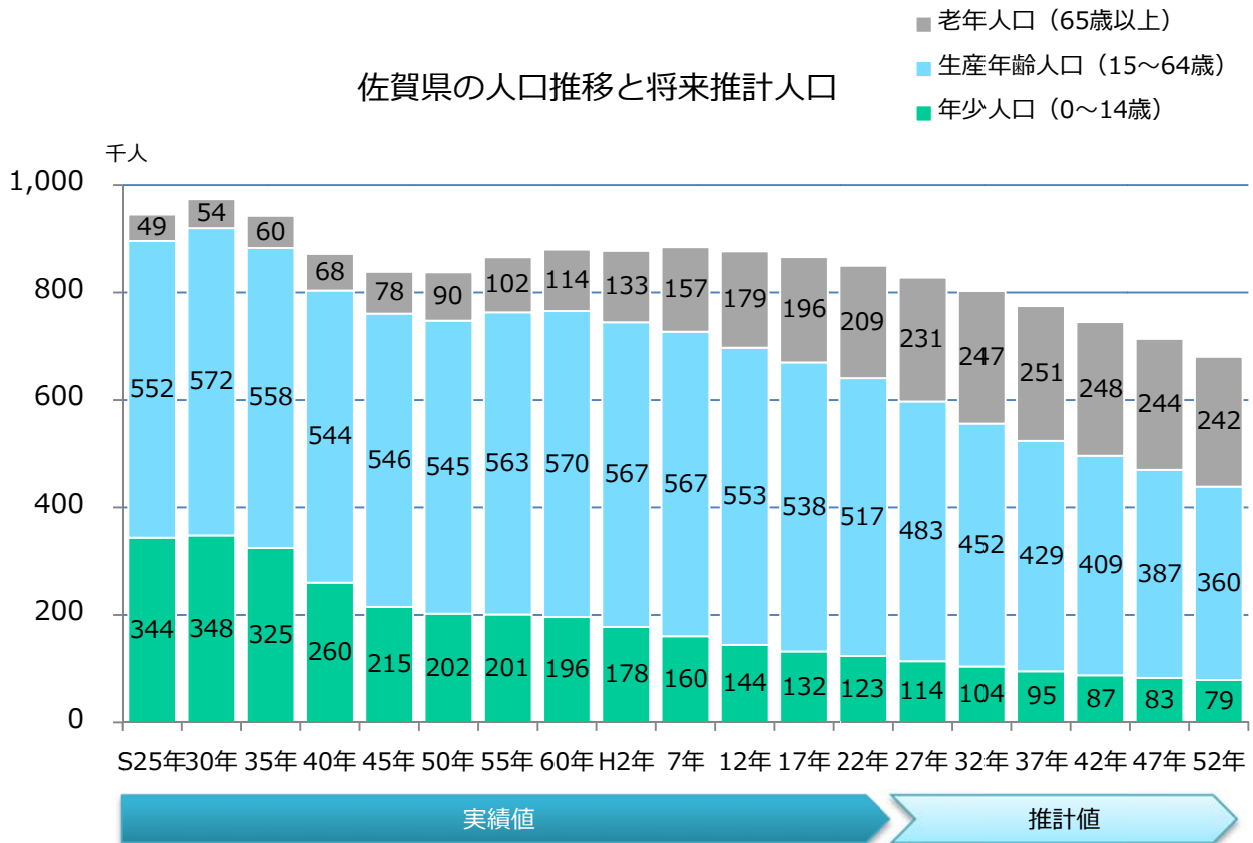
1. 少子高齢化の進行

本県では、平成8年に、年少人口（14歳以下）と老年人口（65歳以上）が逆転し、この年から、生産年齢人口（15～64歳）も減少し続けるなど少子高齢化が進行しています。

平成26年の本県の老年人口は、224,469人となっており、今後、全国よりも15年早く平成37年にはピークを迎え、250,735人に達すると予想されています。また、高齢化率は、平成37年以降も上昇を続け、平成52年には、35.5%に達すると予想されています。

一方、年少人口は、平成26年で118,301人となっており、出生数の低下により、今後さらに減少を続け、平成52年には78,774人になると予想されています。

こうしたことから、高齢者が安全で快適に暮らしていける環境づくりや、子どもや子育てする方にやさしい環境づくりが求められています。



総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」を基に佐賀県作成
*単位未満を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合があります。

2. 障害者の社会参加の進展

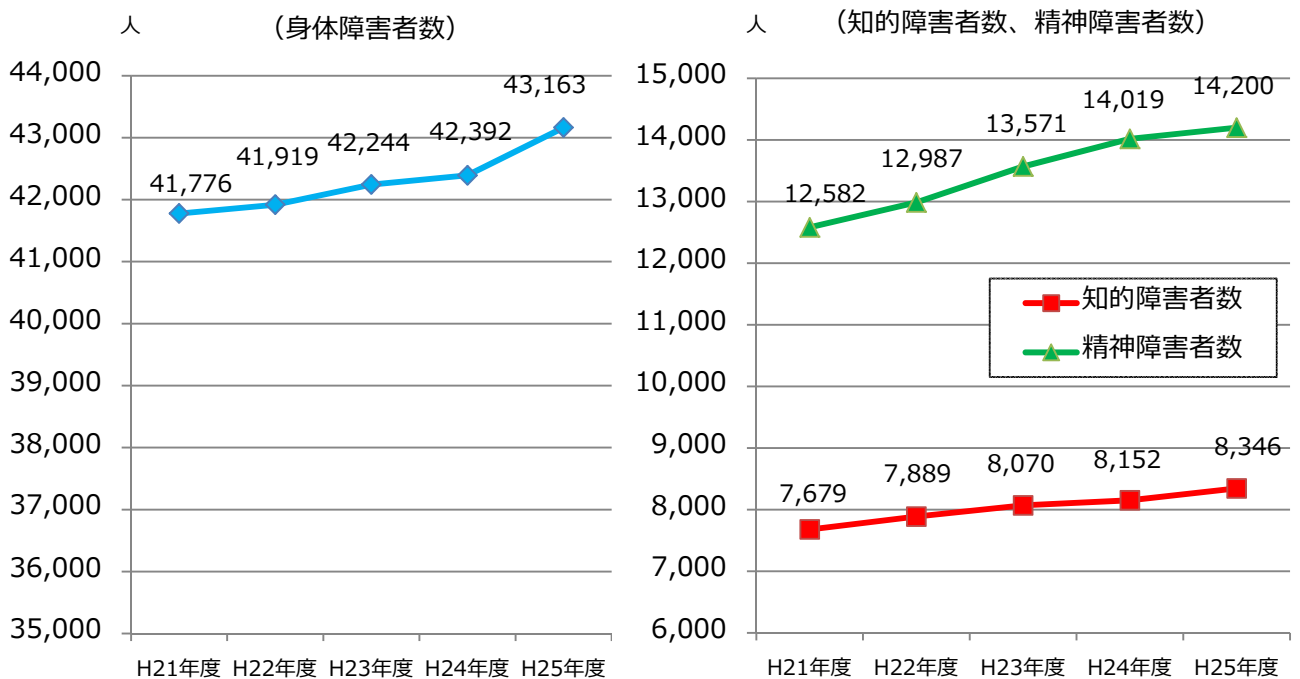
本県の障害者数は、平成 25 年度末現在で、身体障害者数 43,163 人、知的障害者数 8,346 人、精神障害者数 14,200 人、合計で 65,709 人となっており、いずれも年々増加傾向にあります。

国や県の施策の方向性としては、入所施設や病院からグループホーム、一般住宅（家庭への復帰を含む）等の地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援といった地域での生活支援を重視しており、近年、就業している障害者数も増加しています。

また、平成 26 年 1 月に、日本は、障害者の権利を実現するための措置等を定めた「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准しました。さらに、平成 28 年 4 月には、障害者に対する差別的取り扱いを禁止し、国や地方公共団体等に合理的配慮の提供を義務付けた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」も施行されます。

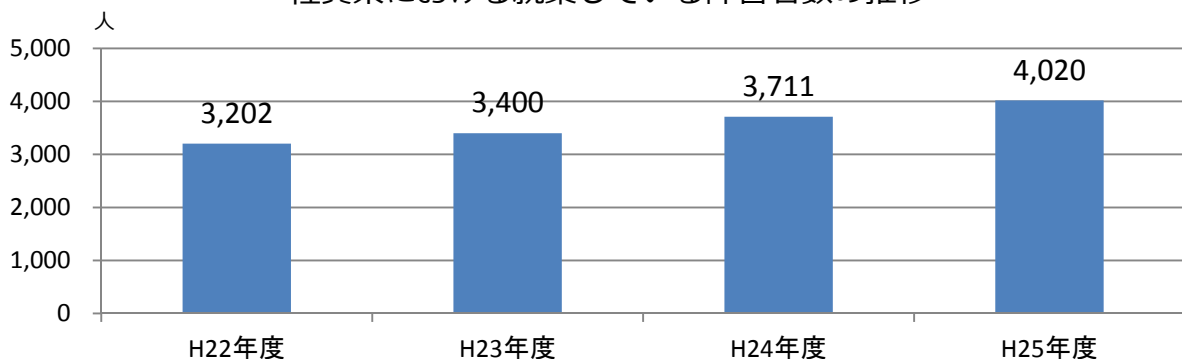
こうした流れから、今後一層、障害者が社会参加できる環境づくりが求められています。

佐賀県における障害者数の推移



身体障害者数は「身体障害者手帳所持者数」、知的障害者数は「療育手帳所持者数」、精神障害者数は「入院患者数」及び「自立支援医療（精神通院）受給者数」の合計

佐賀県における就業している障害者数の推移



佐賀労働局集計をもとに佐賀県作成

3. 国際化の進展

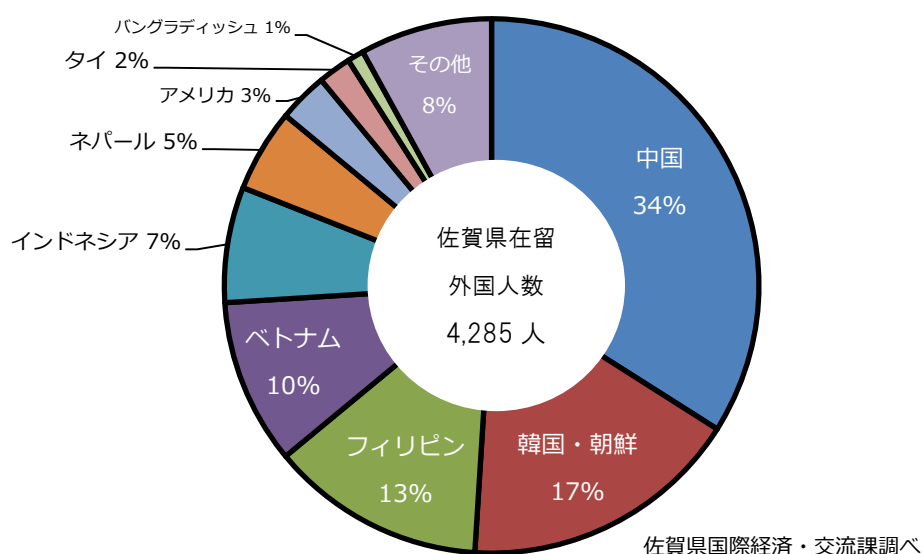
本県の在留外国人数は平成 26 年 12 月末現在で 4,285 人となっており、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ベトナム、インドネシア、ネパール、アメリカ等、様々な国籍の方が共に暮らしています。

外国人旅行者でみると本県の外国人延べ宿泊者数は、平成 25 年に 5.6 万人となり、初めて 5 万人を超えました。県ではこれを平成 30 年に 19.5 万人にすることを目標に取り組んでいます。

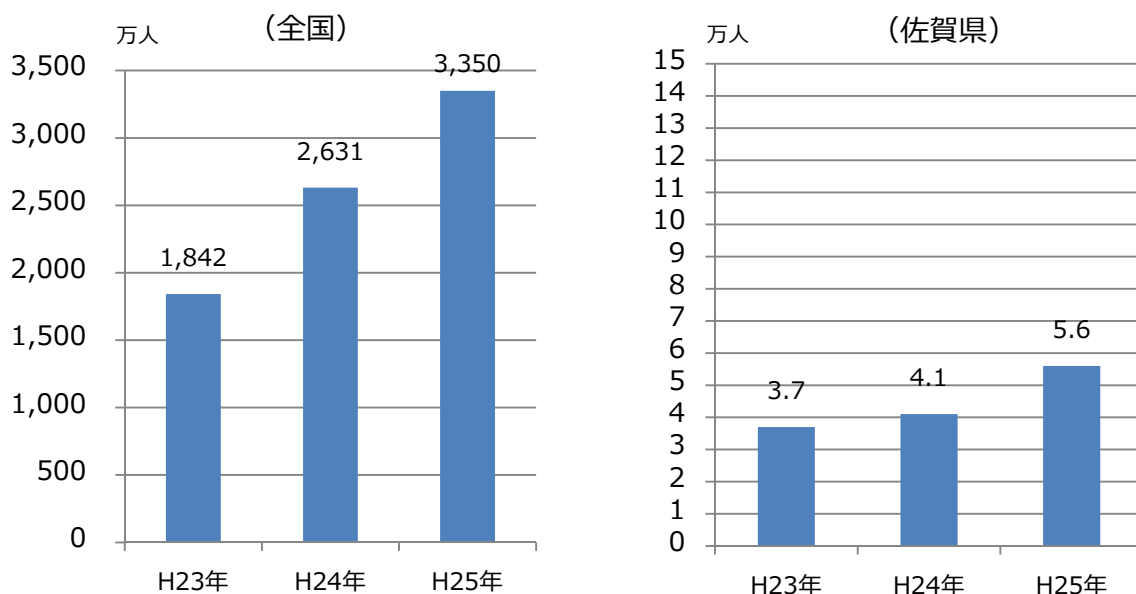
全国でも外国人延べ宿泊者数は、平成 23 年から平成 25 年にかけて 2 倍近くに増加しました。国においては、今後、観光立国実現に向けて、平成 25 年に 1,036 万人となった訪日外国人旅行者数について、2,000 万人の高みを目指すとともに、平成 42 年には 3,000 万人を超えることを目指すとしています。

こうした流れから、外国人が訪れやすい環境づくりが求められています。

国籍別在留外国人数の割合 (H26)



外国人延べ宿泊者数の推移



観光庁「宿泊旅行統計調査報告」を基に佐賀県作成

4. その他

ICT（情報通信技術）の普及は着実に進んでおり、平成 25 年の 1 年間に全国でインターネットを利用したことがある人は、推計で 1 億 44 万人となり、初めて 1 億人を超えました。また、近年は、誰でも情報を発信することができるソーシャルメディア[※]の利用が拡大しており、情報取得の手段として認知されてきています。本県でもインターネット利用率は 8 割を超えており、今後も、ICT は、私たちの暮らしや社会にますます欠かせない存在となっていくことが見込まれます。

この他にも、男女共同参画社会の進展、価値観の多様化、個人の尊重など、私たちを取りまく社会環境は、大きく変化しています。

ユニバーサルデザインは、こうした社会環境の変化に対応していく際の考え方のベースとして、今後ますます重要になっていきます。

第 2 節 指針見直しの必要性

1. これまでの取組

県では、平成 17 年度に策定した佐賀ユニバーサルデザイン推進指針と、その後策定した実施計画に基づき、「まちづくり、ものづくり、ソフトづくり、意識・こころづくり」の各分野にわたる総合的なユニバーサルデザインの取組を進めてきました。

また、平成 22 年度には、嬉野市で第 5 回ユニバーサルデザイン全国大会を開催し、佐賀県のユニバーサルデザインの取組を全国に向けて発信するとともに、県民のユニバーサルデザインに対する理解を深める契機としました。

平成 23 年度から 3 年間は、「【県民運動】佐賀から日本のやさしさを～広げよう、ユニバーサルデザイン～」を展開し、企業や団体と、行政とが連携した普及啓発を行ってきました。

その他にも、指針策定後に県政の重要テーマとなった文化、スポーツ、観光、国際といった分野においても、次のようなユニバーサルデザインの観点からの取組を行ってきました。

取 組	内 容
バラエティ・アート・フェスタさかの開催	障害のある人もない人も、あらゆる世代の誰もが、それぞれの日常生活の中で文化に出会い、楽しむことのできる社会の実現を目指すため、バラエティ・アート・フェスタさかを開催
「佐賀県民体育大会、佐賀県障害者スポーツ大会、さがねりんピック」の融合推進	年齢、性別、障害の有無に関係なく、誰もが、それぞれのスタイルでスポーツを楽しむことができる環境をつくる「スポーツのユニバーサルデザイン化」への取組の一環として、3 大会の融合を推進

※ソーシャルメディア

ブログ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）、動画共有サイトなど、利用者が情報を発信し、形成していくメディア。利用者同士のつながりを促進する様々な仕掛けが用意されており、互いの関係を視覚的に把握できるのが特徴。

多言語コールセンターの開設	外国人観光客向け多言語コールセンターを開設し、観光案内や通訳サービスなどを電話対応
フリーWi-Fi ^(※) 環境の整備	県民や観光客などの情報収集・発信の利便性の向上とインターネットサービス利用の円滑化を図るため、フリーWi-Fiの環境整備等を行う民間事業者及び自治体へ補助
和式トイレの洋式化	高齢化が進む中、みんなが暮らしやすい社会を目指し、誰もが安心して外出できる環境づくりの一環として、店舗や公民館など、誰もが利用する施設の和式トイレを洋式化する工事費を補助

2. 課題

今回、これまでの取組の成果を検証し、さらなる充実が必要なものについては、新たな指針の課題として取り組むことにしました。

「まちづくり」の分野では、ユニバーサルデザイン化された建築物の普及が低調であり、福祉のまちづくり条例に基づく「整備基準」への適合率については、ここ数年、届出施設のうちの20%台で推移しています。

「ものづくり」の分野では、これまで、ユニバーサルデザイン推奨品制度による需要拡大の後押しを行ってきましたが、推奨品選定者にとって効果の実感が乏しく、応募件数も伸び悩んでいます。

「ソフトづくり」の分野では、情報分野の取組が低調であり、手話通訳者などの情報提供を助ける人材の育成も十分ではありません。

そして、「意識・こころづくり」の分野では、県民のユニバーサルデザイン理解率が、第5回ユニバーサルデザイン全国大会を実施した平成22年度(62.2%)をピークに減少傾向(平成26年度46.6%)にあります。「県民運動」等による普及啓発を行ってきましたが、県民にとって具体性が乏しく、広く県民を巻き込んだものとなりませんでした。

3. 見直しの方向性

これらの課題については、次のような方向性のもと対応していくこととします。

分 野	方 向 性
まちづくり	・誰もが利用しやすい建築物が増えていくよう、福祉のまちづくり条例の見直しも含めた検討を行う
ものづくり	・ユニバーサルデザイン推奨品制度を充実させ、効果が実感できる制度への見直しを行う
ソフトづくり	・あらゆる方へ伝わる情報提供の在り方を引き続き検討する ・特に安全・安心の観点から、緊急時の情報提供については、更なる工夫を図る
意識・こころづくり	・県民が、実際に「見て、触れて、実感できる」事業を推進する

※フリーWi-Fi

ケーブル線の代わりに無線通信を利用してデータの送受信を行うインターネット接続サービス。標準規格のブランド名である「Wi-Fi」と呼ばれることが多く、このうち、家庭や事務所用ではなく、店舗や公共の空間などで不特定多数に提供されるものは、「公衆無線LAN」、「フリーWi-Fi」などと呼ばれる。

また、前回指針では掲げていなかった、文化、スポーツ、観光、国際といった分野や、高齢者、障害者だけでなく、女性や外国人の視点も取り入れながら、取組の充実、強化を図ります。

以上のような方向性を踏まえて、今回、指針と実施計画を合わせた見直しを行いました。

第3章 佐賀が進めるユニバーサルデザイン

第1節 目指す姿

ユニバーサルデザインを県政推進の基本的な考え方の一つとして位置づけ、次のとおり10年後の佐賀県の目指す姿を描き、その実現に向け取組を実施していきます。

目指す姿

県民一人ひとりが多様な人々を理解し、思いやりのある広い心を持って行動しており、誰もが持てる能力を発揮して、いきいきと、安心して暮らすことができるユニバーサルデザイン社会の形成が進んでいる。

キャッチ フレーズ

人を想い 共に生きる ユニバーサルデザイン社会の実現
～ HITOプロジェクト ～

※「HITO」とは、

- Human (人間)
- Intelligent (理解力のある)
- Thoughtful (思いやりのある)
- Open-minded (広い心の)

の頭文字を取って、「多様な人々を理解し、思いやりのある広い心の人」を表現しました。

「HITOプロジェクト」とは、そうした心を持った人(HITO)が、「ユニバーサルデザイン社会」の実現に向け行動する取組の総称です。

(考え方)

- これまで県では、ユニバーサルデザイン社会の実現のため様々な取組を行ってきましたが、県民へのユニバーサルデザインの意識の普及など、いまだ様々な面で課題があります。
- こうした課題に対応し、ユニバーサルデザインの取組をさらに進めるためには、それを実際に動かす「人」が大切です。
- 本県には、恵まれた自然や人と人の絆、そして人を大切にするところ豊かな県民性など、これからの時代に誇りうる大きな財産が先人から受け継がれています。

- ユニバーサルデザインの基本は、高齢者、障害者、外国人など多様な人を想い、理解し、自分のこととして捉えることにあります。
- これからは、「多様な人々を理解し、思いやりのある広い心の人」を「HITO」と表し、佐賀の特性を最大限に活かしながら、「人（HITO）」を中心に据えた考え方で、新たなステージに向けたユニバーサルデザインの取組を展開していきます。

第2節 基本姿勢

佐賀県では県民、CSO、企業、行政等の参加のもと、次の5つを基本姿勢としてユニバーサルデザインに取り組みます。

1. 他人ごとではなく、自分のこととして考えます

誰もが年を取り、体が不自由になります。また、怪我をしたり障害を有することになるかもしれません。もし、言葉が分からない外国に行けば、移動にも困難が生じます。

困難を抱えることは他人事ではなく、自分のこととして考え、バリアフリーについても進め、すべての人にとって利用しやすくなるというユニバーサルデザインに近づけます。

2. 様々な人の意見を聴きます

できるだけすべての人が利用しやすい施設や製品、サービスなどをつくり出すために、構想や計画段階から、実際に出来あがったものを利用するに至るまで、様々な人から意見を聴き、改善していく姿勢を大切にします。

3. 常に改善を図ります

ユニバーサルデザインの取組は、多くの人実際に利用することにより、新たな気づきが出てきます。また、社会や利用者ニーズの変化により、今の取組では不便になったり、不都合が生じることもあります。新しい技術の開発で、これまで充分だと思っても、さらに改善できる可能性がでてくるかもしれません。

このため、常に、一人でも多くの人の思いに応えられるよう、繰り返し見直し、改善を図り、利用しやすさを追い求めます。

4. 自然で魅力あるものを意識します

施設や製品、サービスなどは、すべての利用者に、それぞれが持つ様々な特性や違いを超えて自然に受け入れられ、また、利用者に特別な意識を与えないように配慮します。

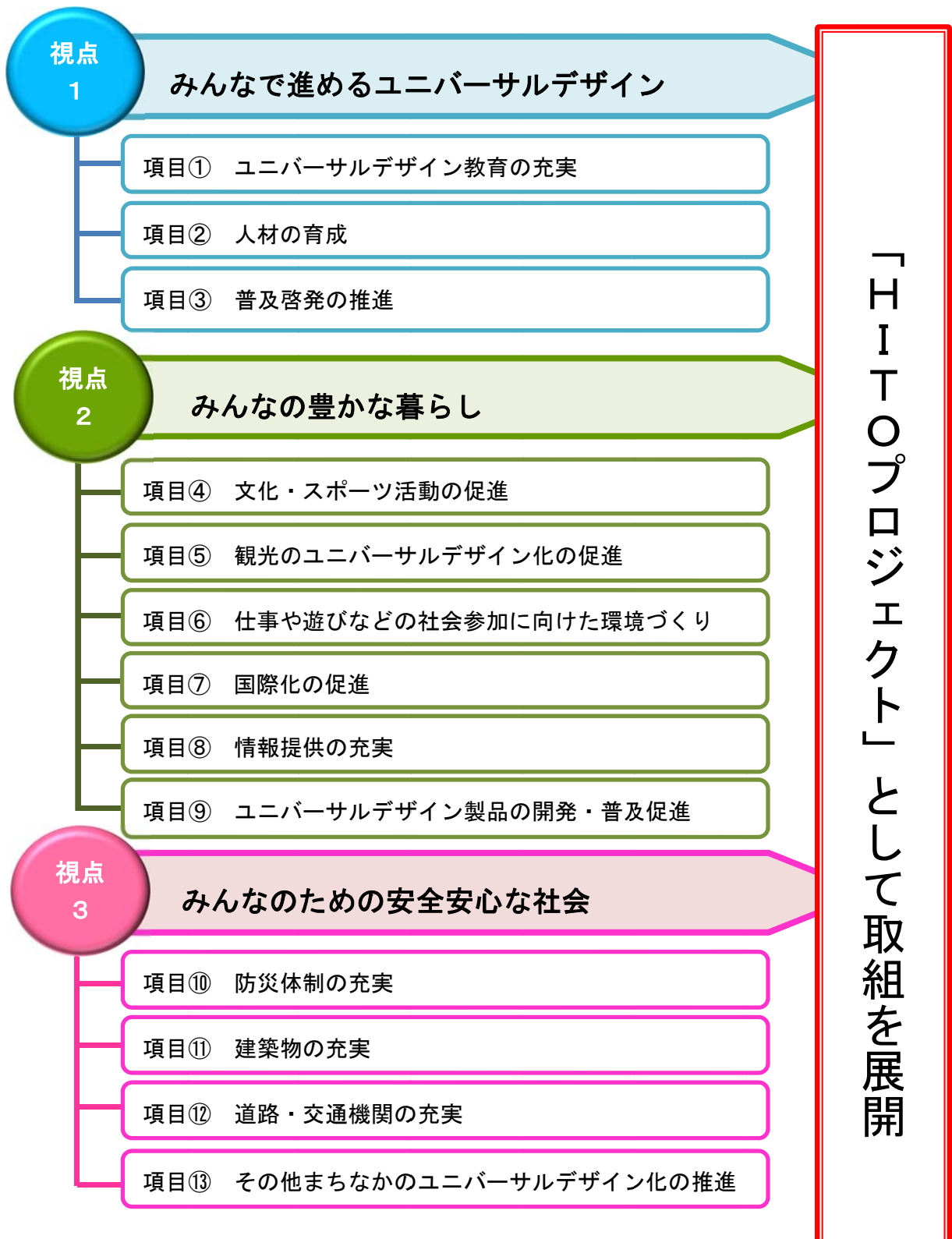
また、同時に、利用してみたいと思わせるような魅力あるものにする視点も取り入れます。

5. 県民協働で進めます

ユニバーサルデザインの推進に当たっては、県民の多様な意見に耳を傾け、県民・CSO等と連携・協働してよりよい佐賀をつくりあげる努力を行います。

第3節 目指す姿の実現に向けた視点と取組体系

「3つの視点」に基づく「13の項目」に、目指す姿を実現するための様々な取組を体系づけて実施していきます。



第4節 指針の期間

新たな指針の期間は、県政の基本方針となる「佐賀県総合計画 2015」と合わせ、平成 27 年度から平成 30 年度までの 4 年間とします。

なお、期間中も、社会情勢の変化など、様々な状況の変化に応じた必要な見直しを行います。

第5節 推進体制

県は、指針に基づく取組について、県民、CSO、企業、行政等と連携・協働して実施し、毎年度、その実施状況等について取りまとめ、「評価・検討」を行い、その結果を公表するなどして適切な進行管理を行います。

視点1 みんなで進めるユニバーサルデザイン

テーマ

- 「多様な人々を理解し、思いやりのある広い心」を持った「人（HITO）」を育てる
- 県民がユニバーサルデザインに「見て、触れて、実感できる」機会を創出する

現状と課題

- 県民のユニバーサルデザイン理解率は、ユニバーサルデザイン全国大会を実施した平成22年度をピークに減少傾向にあります。
- イベントや各種メディアを通じた普及啓発も行ってきましたが、県民にとって具体性が乏しく、広く県民を巻き込んだものとなっていませんでした。
- 現在、ユニバーサルデザインの意味や必要性について、県民が情報を入手できる機会も少ない状況です。
- また、身近なところでユニバーサルデザインの考え方を学ぶことができる機会も、十分とは言えない状況です。
- ユニバーサルデザインを率先して取り組む立場である行政分野においてもユニバーサルデザイン研修は十分ではありません。
- ユニバーサルデザイン教育に関する取組は、ほぼすべての学校において授業などで行われているものの100%ではありません。
- こどもUD作品コンクールについても毎年多くの応募がありますが、応募する学校としてはあまり広がっていません。
- 県民にユニバーサルデザインを本当に理解してもらうために、県民が「見て、触れて、実感できる」機会を創出していく必要があります。
- また、男女共同参画の推進や障害者、難病患者などの理解啓発にも積極的に取り組み、多様な人々を理解する環境を作っていく必要もあります。

取組の方向性（概要）

- ユニバーサルデザインの取組を進めるのは「人」です。
- そのため、ユニバーサルデザイン社会を築くためには、一人でも多くの人々が「多様な人々を理解し、思いやりのある広い心」を持った「人（HITO）」となる必要があります。
- 従って、ユニバーサルデザインについて学ぶ機会を確保し、県や市町、学校、警察、企業、地域等の様々な場にユニバーサルデザインの考え方の普及を図っていきます。
- ただし、ユニバーサルデザインは学ぶだけでは本当の意味での理解には繋がりません。ホームページ、SNS^(※)を始め各種広報媒体を通じて県民に知ってもらうことはもとより、県民が「見て、触れて、実感できる」機会を創出し、理解浸透を図っていきます。
- また、多様な人々を理解する環境をつくるため、男女共同参画の推進や障害者、難病患者などの理解啓発にも積極的に取り組んでいきます。
- こうした取組を通じて、多くの人々が「HITO」となり、みんなでユニバーサルデザインを進めていきます。

※SNS

Social Networking Service(Site)の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス（サイト）。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある。会員は自身のプロフィール、日記、知人・友人関係等を、ネット全体、会員全体、特定のグループ、コミュニティ等を選択の上公開できるほか、SNS上での知人・友人等の日記、投稿等を閲覧したり、コメントしたり、メッセージを送ったりすることができる。

【取組の方向性一覧】

視点1 みんなで進めるユニバーサルデザイン

項目① ユニバーサルデザイン教育の充実

番号	取組の方向性	取組内容等 〔記載頁〕
(1)	子どものときからユニバーサルデザインについて考える機会を設けるため、学校におけるユニバーサルデザイン教育を推進します。 また、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業の在り方について検討します。	33頁
(2)	特別支援学校の児童生徒が、居住する地域の小・中学校で教科学習や行事交流を行う「居住地校交流」を推進し、特別支援学校において交流を行う児童生徒の割合が向上するよう取り組みます。	34頁
(3)	次代を担う子どもたちに、すべての人々が暮らしやすいまちづくりを進めることの大切さ等について、考える機会（こどもUD作品コンクール、出前講座等）を作ります。	34頁

項目② 人材の育成

(4)	行政分野において率先してユニバーサルデザインの取組を推進するため、県・市町職員、教職員及び警察職員へのユニバーサルデザイン研修を実施します。	35頁
(5)	地域や職場等でもユニバーサルデザインの考え方を学ぶことができる機会を充実します。	36頁

項目③ 普及啓発の推進

(6)	広報誌、ホームページ、SNSをはじめ、各種メディア（情報媒体）を活用し、ユニバーサルデザインの考え方の普及を図ります。	36頁
(7)	ユニバーサルデザインについて、県民が「見て、触れて、実感できる」機会を創出し、ユニバーサルデザインの理解浸透を図ります。	37頁
(8)	市町や事業所、県民、CSOなど多様な主体と連携、協働を図りながら男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組みます。	37頁
(9)	県民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指し、障害者に対する県民の理解を促進します。	37頁
(10)	地域で生活する難病患者等の相談支援等を行うとともに、県民の難病に対する理解促進を図ります。	38頁

視点2 みんなの豊かな暮らし

テーマ

- スポーツ、文化、観光、遊びも含め、これまでより一つ上の、楽しみのある豊かな暮らしをつくる

現状と課題

- 障害者は、健常者に比べて日常的にスポーツを楽しむ人の割合が少ない状況です。障害者が気軽にスポーツに親しむ”きっかけ”が身近にない、障害者がスポーツをしたくてもサポートする人がいないなどの課題があります。
- 誰もがスポーツを楽しむことができる環境をつくるため、施設のユニバーサルデザイン化やソフト・ハード両面での利便性・機能性の向上を図っていく必要があります。
- 障害者は、身近な場所で日常的に文化を鑑賞したり、自ら文化芸術活動に取り組む機会が十分とはいえず、文化芸術に親しむための環境が整っていません。
- 人々の価値観やライフスタイルが多様化し、県民の生涯学習に対する意識や活動範囲は広範・多岐にわたってきており、自らのニーズに応じて学習し、その成果を地域社会の中で活かすことができるような環境づくりが求められています。
- 現状として、高齢者や障害者等に対する接遇を学ぶ機会が十分とは言えません。
- 平成21年度に「宿泊施設UD化促進事業」を実施して以降、UDルームの整備が進んでいません。佐賀市内は一般旅行者（観光・ビジネス目的）の利用する宿泊施設にUDルームが少ない状況です。
- 自然公園施設について、今後、高齢化社会の進行や障害者の社会参加の進展により、高齢者や障害者の利用が増えることが予想されます。
- Wi-Fiについては観光分野等での利活用が全国的に広がっていますが、本県においては、まだ十分に普及しておらず、今後さらに、フリーWi-Fi環境の整備を推進していく必要があります。
- 女性の個性と能力が十分に発揮される「女性の活躍推進」を図っていくことは、喫緊の課題です。
- 民間事業所での雇用は着実に増えていますが、まだ多くの障害者が職を求めており、障害者の一般就労に向けた支援をさらに進める必要があります。
- 障害者差別解消法が平成28年4月に施行されることにより、地方公共団体は、職員対応要領の策定、相談窓口の整備、情報の交換や相談事例を踏まえた差別解消のための取組に関する協議を行う障害者差別解消支援地域協議会を設置する必要があります。

現状と課題

- 県がイベント、式典等を主催する場合、「イベント、式典等チェックシート」を確認し、イベント運営を行うことになっていますが、ユニバーサルデザインの視点が十分に網羅されているものではありません。
- 高齢者等の中には、ICTを十分に利活用できていないICT初心者が少なからず存在していることから、依然として初心者の情報リテラシー^(※)の向上が必要とされています。
- 平成35年度に佐賀で開催予定の国民体育大会、障害者スポーツ大会を見据え、他県と比較して少ない手話通訳者、要約筆記者の養成が必要です。また、視覚障害者や盲ろう者等に対する介助員等を増やす必要があります。
- 外国人住民の増加が予想される中、多文化共生分野のボランティアの質の向上と増加が必要です。
- 色覚障害者や聴覚障害者にも県政情報をしっかり届けるため、メディア媒体の特徴を生かした広報の実施が必要です。
- 商品の中には、価格を抑える事や作業効率を第一に開発された商品もあり、買い手側の立場にたったユニバーサルデザインの考え方が、県内の事業者十分に浸透しているとは言いがたい状況です。
- ユニバーサルデザイン製品についての認識が、まだ十分とは言えないため、ユニバーサルデザイン推奨品の有用性について理解を深めていく必要があります。

※情報リテラシー

情報機器やインターネットを活用して、情報を自己の目的に合うように利用できる能力のこと。

取組の方向性（概要）

- 誰もが生きるうえで、少しでも豊かな人生を送りたいと願います。
- 豊かさとは、経済的・物質的なものだけでなく、美術館を訪れ文化に触れたり、スポーツをしたり、興味があることを学んだり、旅行をしたりすることで、生きる楽しみが「心」を豊かにします。
- そこで、誰もが文化・スポーツに親しむことができる機会や生涯学習ができる環境づくりを行うとともに、文化・スポーツ施設のユニバーサルデザイン化に向けて取り組んでいきます。
- また、障害者や高齢者等が旅行するうえで安心して宿泊できるよう宿泊施設のユニバーサルデザイン化を支援していきます。
- また、就労支援や、イベントに参加できる環境づくり、ICTリテラシー向上のための講習会の開催など障害者や高齢者等の社会参加に向けた取組を行っていきます。
- また、これからの国際化・高齢化等の進展にあわせ、社会に住む皆が多様性を理解し、共に暮らすことができる社会を築いていくことが求められます。
- そこで、国際交流等を通じた地域の国際理解を進めるとともに、医療通訳ボランティア派遣や外国人の生活相談、日本語教室の充実等を通して外国人住民への支援を行っていきます。
- また、多言語による情報発信の対応が困難な場合でも、外国人住民が地域で安心して暮らしていく上で必要な情報については、やさしい日本語や絵文字（ピクトグラム）の使用など、外国人住民を前提とした情報発信の促進に取り組めます。
- また、障害者、高齢者等を含めて誰もが利用しやすい製品が社会に広まるよう、ものづくりにおいて、開発支援はもとより、作り手の開発意欲に繋がるユニバーサルデザイン推奨品制度の充実を図っていきます。
- また、高度情報化社会の今は、情報も資源の一つであり、情報を持っているか否かが、暮らしの豊かさに影響します。
- そこで、宿泊施設、観光施設、交通拠点、商業施設等において公衆無線 LAN（フリーWi-Fi）の環境を整備し、観光客や県民等の情報収集・発信の利便性の向上を図っていきます。
- また、情報保障の観点から、障害者もきちんと情報取得ができるよう、要約筆記者や手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員の養成等を行っていきます。
- こうした取組を通じて、これまでより一つ上の、みんなの豊かな暮らしをつくっていきます。

【取組の方向性一覧】

視点2 みんなの豊かな暮らし

項目④ 文化・スポーツ活動の促進

番号	取組の方向性	取組内容等 〔記載頁〕
(11)	障害のある人もない人も誰もがスポーツを楽しむ環境づくりを進めます。	39 頁
(12)	障害者スポーツの普及、障害者スポーツ大会やスポーツ教室の開催等を通して障害者スポーツの環境を整備します。	39 頁
(13)	県有スポーツ施設等について、施設のユニバーサルデザイン化と併せて、順次、利便性・機能性の向上に取り組みます。また、市町のスポーツ施設等についてもユニバーサルデザイン化の検討に併せて、利便性・機能性の向上の取組が行われるよう促します。	40 頁
(14)	障害のある人もない人も、また、あらゆる世代の誰もが、日々のくらしの中で、多彩な文化芸術に出会い、鑑賞し、楽しみ、また自ら取り組んでいる社会を目指します。	40 頁
(15)	障害者作品展の開催を通して、障害者の文化芸術活動への参加を推進し、社会参加に繋いでいきます。	41 頁
(16)	県有文化施設については、ユニバーサルデザインを前提とした補修・改修に取り組みます。	41 頁
(17)	高齢者美術展の開催を支援することにより、高齢者の文化芸術活動を促し、多くの方々が文化芸術に親しむことができる社会を推進します。	41 頁
(18)	まなびたい人がだれでも、いつでも、どこでも、個人の要望や社会の要請に応じてまなぶことができるよう環境づくりを行い、生涯学習の機運をさらに醸成します。	42 頁
(19)	情報のセーフティネットとしての図書館の充実のため、県内の図書館がさらに利用しやすくなるように環境整備を進めるとともに、県立図書館の機能の充実を図ります。	42 頁

項目⑤ 観光のユニバーサルデザイン化の促進

(20)	おもてなしセミナーの開催等により、観光施設等のユニバーサルデザイン化を促進します。	43 頁
------	---	------

(21)	車いすユーザーを含む多くの方が安心して宿泊できるよう、宿泊施設のユニバーサルデザイン化を支援していきます。	43 頁
(22)	自然公園に誰もが訪れることができるよう、トイレ改修や多言語表示等の施設のユニバーサルデザイン化を進めます。	44 頁
(23)	コールセンターの設置、外国語によるサインの設置等により外国人旅行者が訪問しやすい環境を整備します。	44 頁
(24)	観光客の誘致促進や国際化推進の環境づくりのため、道路にある案内標識においては、英語表記の統一化や、ピクトグラムの導入、多言語化の検討を行い、誰にでも分かりやすい道路標識の整備に努めていきます。	45 頁
(25)	宿泊施設、観光施設、交通拠点、商業施設等において、公衆無線 LAN (フリーWi-Fi) 環境を整備し、観光客や県民等の情報収集・発信の利便性の向上とインターネットサービス利用の円滑化を図ります。	45 頁

項目⑥ 仕事や遊びなどの社会参加に向けた環境づくり

(26)	年齢・性別等に関わらず、意欲と能力を発揮して活躍できる労働環境づくりに努めます。	46 頁
(27)	地域や企業において女性が活躍しやすくなるよう CSO や女性の活躍推進佐賀県会議等と連携し、必要な環境整備を進めていきます。	46 頁
(28)	障害者が地域で自立し、安定した生活を営んでいくため障害者の就労支援を推進します。 また、福祉施設で働く障害者については、地域で自立した生活を送るため、更なる収入の向上に取り組めます。	47 頁
(29)	平成 30 年 4 月から法定雇用率の算定基礎に精神障害者が追加されることから、各種支援策を活用した雇用促進、障害者就業・生活支援センター ^(※) を中心とした職場定着支援を行います。	48 頁
(30)	障害者権利条約や障害者差別解消法の理念が浸透するように引き続き理解啓発事業に取り組めます。 また、障害者差別解消法の施行に合わせ、障害者に対する職員の対応が配慮の行き届いたものとなるよう、職員対応要領を作成します。 また、障害者差別解消支援地域協議会を設置します。	48 頁
(31)	広報や会場設営の方法等に関する UD イベントマニュアルを策定し、県が行うイベントがユニバーサルデザイン化されるよう取り組みます。 また、市町のイベントでも同様に取り組まれるよう求めます。	49 頁
(32)	車いすユーザーを含む多くの方が利用できる宿泊施設の情報提供等、UD マップを活用したインターネットでの情報提供の更なる充実を検討します。	49 頁

※障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障害者や就業経験のない障害者を対象に、雇用、福祉、教育等の関係機関と連携して、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行うことにより障害者の職業生活における自立を支援する機関。

(33)	ICT 講習会等を実施することにより、ICT 初心者の ICT リテラシーの向上を図り、情報格差の解消に努めます。	50 頁
(34)	積極的に利用者の声を聴いて利用者ニーズに対応した行政窓口の設置に努めるとともに、申請手続きの電子化を推進し、県民の利便性やサービスの向上を図ります。	50, 51 頁
(35)	障害者が日常生活上必要なことを身に付けていただく支援をし、障害者の社会参加を促進します。	51 頁
(36)	要約筆記者、手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員等の育成、派遣により聴覚障害者や盲ろう者向けの情報提供体制の充実を図ります。 また、障害者に役立つ情報を総合的に提供するサイトを開設します。	52 頁

項目⑦ 国際化の促進

(37)	国際理解講座や国際交流を通して、県民の国際理解を進めます。	52 頁
(38)	医療通訳ボランティア派遣や外国人の生活相談、日本語教室の充実等を通して外国人住民への支援を行います。 また、日本語学校の受入環境の充実や奨学金の給付等を通して外国人留学生への支援を行います。	53 頁
(39)	多言語による情報発信の対応が困難な場合でも、外国人住民が地域で安心して暮らしていく上で必要な情報については、やさしい日本語や絵文字（ピクトグラム）の使用など、外国人住民を前提とした情報発信の促進に取り組みます。	53 頁
〔再掲〕 (23)	コールセンターの設置、外国語によるサインの設置等により外国人旅行者が訪問しやすい環境を整備します。	44 頁
〔再掲〕 (24)	観光客の誘致促進や国際化推進の環境づくりのため、道路にある案内標識においては、英語表記の統一化や、ピクトグラムの導入、多言語化の検討を行い、誰にでも分かりやすい道路標識の整備に努めていきます。	45 頁

項目⑧ 情報提供の充実

(40)	誰もが利用できる・使いやすい（アクセシビリティやユーザビリティ）を前提に考えた県広報（ホームページ、広報誌等の広報媒体）を構築します。	54 頁
(41)	広報誌の音声テープ版・点字版等や新聞等の点訳化等により視覚障害者向けの情報提供の充実を図ります。	55 頁

[再掲] (36)	要約筆記者、手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員等の育成、派遣により聴覚障害者や盲ろう者向けの情報提供体制の充実を図ります。 また、障害者に役立つ情報を総合的に提供するサイトを開設します。	52 頁
[再掲] (32)	車いすユーザーを含む多くの方が利用できる宿泊施設の情報の提供等、UD マップを活用したインターネットでの情報提供の更なる充実を検討します。	49 頁
[再掲] (39)	多言語による情報発信の対応が困難な場合でも、外国人住民が地域で安心して暮らしていく上で必要な情報については、やさしい日本語や絵文字（ピクトグラム）の使用など、外国人住民を前提とした情報発信の促進に取り組みます。	53 頁
[再掲] (23)	コールセンターの設置、外国語によるサインの設置等により外国人旅行者が訪問しやすい環境を整備します。	44 頁
[再掲] (24)	観光客の誘致促進や国際化推進の環境づくりのため、道路にある案内標識においては、英語表記の統一化や、ピクトグラムの導入、多言語化の検討を行い、誰にでも分かりやすい道路標識の整備に努めていきます。	45 頁
[再掲] (25)	宿泊施設、観光施設、交通拠点、商業施設等において、公衆無線 LAN（フリーWi-Fi）環境を整備し、観光客や県民等の情報収集・発信の利便性の向上とインターネットサービス利用の円滑化を図ります。	45 頁
(42)	防災・減災情報メールや防災 GIS ^(※) 等の活用により災害時等における防災情報提供システムの更なる充実を図ります。	55 頁
(43)	外国人や小さな子どもたちにも伝わる「やさしい日本語」による防災情報の提供に努めます。	56 頁
(44)	洪水や土砂災害、高潮、津波等によるハザードマップ ^(※) を作成する際は、色覚障害者等にも伝わるよう配慮することを市町に求めます。	56 頁

項目⑨ ユニバーサルデザイン製品の開発・普及促進

(45)	ユニバーサルデザイン製品の開発や販路開拓を促すため、新規性・独創性ある製品や事業計画を支援するとともに、ビジネスマッチングの機会の提供や企業向けの啓発などに取り組みます。	57 頁
(46)	ユニバーサルデザイン製品も重要な佐賀県物産として様々な機会、場所において積極的にPRをしていきます。	58 頁
(47)	ユニバーサルデザイン製品の普及を図るため、ユニバーサルデザイン推奨品制度の充実を図ります。	58 頁

※防災 GIS

GIS は Geographic Information Systems の略。地図と連携した災害・防災情報の収集・共有・提供のシステム。

※ハザードマップ

大雨による河川の氾濫、がけ崩れ等の災害に備えて住民が迅速に避難できるよう、想定される災害や避難に関する情報を記載した地図。

視点3 みんなのための安全安心な社会

テーマ

- ▶ 災害への対応も含め、誰もが地域で安全に、安心して暮らすことができる社会をつくる

現状と課題

- 東日本大震災において、災害時に弱い立場に置かれる要介護高齢者や障害者など要支援者への避難支援等の重要性があらためて浮き彫りになり、防災体制の充実が急務となっています。
- また、まちなかでは、ユニバーサルデザイン化された建築物の整備普及は低調であり、福祉のまちづくり条例に基づく「整備基準」への適合率については、ここ数年、届出施設のうちの20%台で推移しています。施設の整備に携わる設計者等のユニバーサルデザインへの理解も十分ではありません。
- 道路環境については、県内には、まだ歩道がない道路や歩道が狭い道路が多く残っており、高齢者の方がつまずく、車いすやベビーカーなどがスムーズに利用できないなどの意見もあり、バリアフリー対応型信号機などの交通安全施設の整備も含めて、引き続き、関係機関・団体や利用者の意見を聞きながら改善を図っていく必要があります。
- これからは、海外からの来訪者が増加することが予想されるため、外国人にもわかりやすい道路標識（英語表記の統一化、ピクトグラムの導入等）を整備する必要があります。
- その他、建築物、道路、交通機関のユニバーサルデザイン化に加え、誰もがまちなかに気軽に出かけられるよう、みんなのトイレ^(※)やパーキングパーミット^(※)協力施設数を増やしたり、公園や商店街のユニバーサルデザイン化など線的、面的な充実も必要です。
- また、人々がお互いの多様なあり方を尊重し、対等な関係を築く「共生」の考え方が広まっている中、その地域に住むすべての人に「居場所と出番」のある住民全体の地域社会づくりやサービス提供体制づくりが求められています。

※みんなのトイレ制度

設備や広さなど、誰もが利用しやすいように配慮されたトイレを、誰もが安心して使えるように開放する制度。

※パーキングパーミット制度

身障者用駐車場を必要とする人に、県内に共通する利用証を交付することで、駐車場を利用しやすくする制度。

取組の方向性（概要）

- 災害への対応も含め、誰もが地域で安全に、安心して暮らすことができる社会が求められています。
- 安全安心な社会の実現のためには、「防災体制」の充実や、また「建築物」、「道路・交通機関」等の「社会基盤」の充実が重要です。
- そこで、障害者、高齢者などを対象とした防災情報や避難支援体制などの充実に努めるとともに、災害時における物資調達や介護人材の派遣をはじめ、市町の避難所の生活環境改善の取組を支援します。
- さらに、災害時には、外国人や子どもたちにもきちんと情報が伝わるよう「やさしい日本語」による防災情報の提供等に努めます。
- また、障害者、高齢者等を含めて誰もが安心して利用できる施設を増やすため、県の施設はもとより、市町の庁舎、学校、公園、駅舎、スポーツ施設、商店街等のユニバーサルデザイン化が図られるよう取り組んでいきます。
- また、誰もが安心して地域で移動することができる手段を確保するため、既存の公共交通機関以外にも、デマンド交通^(※)やコミュニティバス等の普及を進めるとともに、障害者、高齢者等を含めて誰もが利用しやすいものとなるよう、バスのノンステップ化等を進めていきます。
- また、道路の歩道の設置、無電柱化、歩道段差のスロープ化等を進めるとともに、バリアフリー対応型信号機や視認性の高いLED式信号灯器を整備し、誰もが通行しやすい安全安心な道路環境を整備していきます。
- さらに、車を利用される方のためには、パーキングパーミット協力施設を増やしていくとともに、プラスワンスペースの確保に努めていきます。
- また、パーキングパーミットが日本全国で利用できるよう進めていくとともに、海外とも相互利用できるよう取り組んでいきます。
- また、お店の中の案内の多言語表記、ピクトグラム表記等を進め、道路にある案内標識においても、英語表記の統一化や、ピクトグラムの導入、多言語化の検討を行い、外国人でも安心して旅行や生活ができるようにしていきます。
- まちなかの施設には、高齢者、障害者、妊産婦等を含めて誰もが使いやすいよう洋式トイレの普及を図り、誰もが安心して使える「みんなのトイレ」も増やしていきます。
- こうした取組を通じて、みんなのための安全安心な社会を築きあげていきます。

※デマンド交通

電話予約など利用者にニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態システム。

【取組の方向性一覧】

視点3 みんなのための安全安心な社会

項目⑩ 防災体制の充実

番号	取組の方向性	取組内容等 〔記載頁〕
(48)	災害時における物資調達や介護人材の派遣をはじめ、市町の避難所の生活環境改善の取組を支援するとともに、特に福祉避難所の充実（指定数や機能向上等）が図られるよう努めます。	59 頁
(49)	避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市町における避難行動要支援者の名簿の充実や名簿の適切な活用、個人プランの充実などを支援します。 また、防災訓練での災害時要配慮者の避難訓練を実施します。	60 頁
〔再掲〕 (42)	防災・減災情報メールや防災 GIS 等の活用により災害時等における防災情報提供システムの更なる充実を図ります。	55 頁
〔再掲〕 (43)	外国人や小さな子どもたちにも伝わる「やさしい日本語」による防災情報の提供に努めます。	56 頁
〔再掲〕 (44)	洪水や土砂災害、高潮、津波等によるハザードマップを作成する際は、色覚障害者等にも伝わるよう配慮することを市町に求めます。	56 頁

項目⑪ 建築物の充実

(50)	佐賀県福祉のまちづくり条例（以下「条例」という。）について、様々な利用者や専門家の意見を聞きながら、時勢に応じた見直しを検討します。 条例に基づくユニバーサルデザイン施設整備基準（以下「UD 基準」という。）や施設整備基準（以下「整備基準」という。）のあり方を検討するとともに、公共的施設を整備する場合は、整備基準への適合を義務化することを検討します。	60 頁
(51)	県有施設については、市町、民間施設の先導的事例となるよう、UD 基準により整備することを基本とします。 また、既存施設については、一部増改築の際に、当該部分について UD 基準により整備することを基本としますが、当該工事以外の部分についても積極的に UD 基準に適合するように努めます。 なお、様々な利用者や専門家の意見を聞き、ユニバーサルデザインに関する最新の情報を取り入れるよう努め、利用者がより使いやすい施設を整備することとします。	61 頁
(52)	県の補助により整備する公共施設又は公共的な用途に用いられる建築物等については、整備基準に適合することを義務付けます。 なお、県が全額補助する施設等、県が政策的に強く関与する施設については、UD 基準により整備することを原則とします。	61 頁

(53)	市町施設や市町における上記施設についても、県と同様の取扱いを求め、市町関連施設のユニバーサルデザイン化を促進します。	61 頁
(54)	民間施設については、設置者や施設の整備に携わる事業者（特に設計に携わる者）などに対するユニバーサルデザインの意識啓発を行うとともに、条例に基づく指導・助言により、さらに利用しやすい施設整備に努めます。	62 頁
(55)	住まいやまちなかの施設・店舗、宿泊施設がユニバーサルデザイン化するに当たって相談ができる窓口を整備します。	62, 63 頁
(56)	誰もが学校を利用しやすいよう、県立学校におけるエレベーターの設置、段差解消、多機能トイレの設置などユニバーサルデザイン整備を進めます。 また、私立学校についても同様の取組を促進し、市町立学校についても同様の取組が広がるよう様々な機会を通じて呼びかけます。	64 頁
(57)	高齢者等が安心して生活できる住まいづくりを進めるため、住宅セーフティーネットの役割を担う公営住宅のバリアフリー化を促進します。	64 頁
[再掲] (13)	県有スポーツ施設等について、施設のユニバーサルデザイン化と併せて、順次、利便性・機能性の向上に取り組みます。また、市町のスポーツ施設等についてもユニバーサルデザイン化の検討に併せて、利便性・機能性の向上の取組が行われるよう促します。	40 頁
[再掲] (16)	県有文化施設については、ユニバーサルデザインを前提とした補修・改修に取り組みます。	41 頁
項目⑫ 道路・交通機関の充実		
(58)	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」などによる旅客施設等のバリアフリー化を促進します。	65 頁
(59)	円滑な移動手段を確保するため、ノンステップバスの導入など、公共交通機関の車両等のユニバーサルデザイン化を促進します。	65 頁
(60)	誰もが移動しやすい地域にしていくため、デマンド交通、コミュニティバスの導入促進等、移動手段の確保に向けて取り組みます。	66 頁
[再掲] (24)	観光客の誘致促進や国際化推進の環境づくりのため、道路にある案内標識においては、英語表記の統一化や、ピクトグラムの導入、多言語化の検討を行い、誰にでも分かりやすい道路標識の整備に努めていきます。	45 頁
(61)	誰もが安心して利用できる道路環境の整備を進めるため、交通安全総点検等を通じて関係機関・団体や利用者の意見などからニーズを把握し、反映するように努めます。	66 頁

(62)	誰もが通りやすい道路環境を整備するため、歩道幅員の確保や無電柱化道路の延長を行います。	67 頁
(63)	誰もが安心・快適に移動できるように、通学路などにおける歩道等の整備や歩行者等の交通安全対策を推進していきます。 また、歩道の整備等においては、交差点や横断歩道等の歩道乗入部の車道との段差をスロープ化するとともに、視覚障害者が識別できるよう誘導用ブロックを設けます。	67 頁
(64)	バリアフリー対応型信号機や視認性の高い LED 型信号灯器、交通情報板の高度化整備を行い、高齢者、障害者等のニーズに対応した交通安全施設の整備を進めます。	68 頁

項目⑬ その他まちなかのユニバーサルデザイン化の推進

(65)	市町のまちづくりに対してユニバーサルデザインの視点に基づく助言等の支援に努めます。	68 頁
(66)	建築物、道路、交通機関のユニバーサルデザイン化に加え、誰もがまちなかに気軽に出かけられるよう以下のような点に取り組み、線的、面的な充実を図っていきます。	—
①	誰もが気軽に外出できるよう、みんなのトイレを増やすとともに、飲食店・物販施設・宿泊施設・公民館等の和式トイレの洋式化を進めていきます。	69 頁
②	車で移動される高齢者や障害者等のためにパーキングパーミット協力施設を増やしていくとともに、プラスワンスペースの確保に努めていきます。 また、パーキングパーミット制度については、今後、国による制度化や外国との相互利用を目指し、取り組んでいきます。	69 頁
③	まちなかの公園において、園路・広場、駐車場、トイレ等のユニバーサルデザイン化を促進します。	70 頁
④	商店街を誰もが安心して行動でき、楽しめる空間にするため商店街のユニバーサルデザイン化を促進します。	70 頁
⑤ 〔再掲〕 (25)	宿泊施設、観光施設、交通拠点、商業施設等において、公衆無線 LAN (フリーWi-Fi) 環境を整備し、観光客や県民等の情報収集・発信の利便性の向上とインターネットサービス利用の円滑化を図ります。	45 頁
(67)	地域共生ステーションには、高齢者を対象とした「宅老所」と高齢者や障害者、子どもなど誰もが利用できる「ぬくもいホーム」がありますが、ぬくもいホームの数が少ないので、誰もが安心して気軽に利用できるようぬくもいホームを増やしていきます。	71 頁

第5章 具体的な取組の実施計画

第4章に掲げる「取組の方向性」の実効性を確保するため、「取組の方向性」ごとに具体的な取組を設定します。

そして、具体的な取組の進捗状況の評価を行うため、成果指標に数値目標又は工程表等を盛り込んだ実施計画を策定します。

※具体的な取組の実施計画については、別表（32頁～）に掲載

～全県的展開へ～

誰もが地域で自分らしく安全に暮らせる住みよいまち、安心して子どもを生み育てることができる社会を実現するためには、県内すべての分野にユニバーサルデザインの考え方を浸透させ、様々な場面で取り入れていく必要があります。

さらに、ユニバーサルデザインの取組を効果的に進めていくにあたっては、県民、CSO、企業、行政等が、自らの役割を認識し、主体的な参加によって、相互に連携・協働し、県民総参加による全県的な取組として展開していくことが重要です。

1. 県の役割

県は、「福祉のまちづくり条例」等により、先導的にすべての人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりの取組を行うとともに、ユニバーサルデザインの考え方により県民のくらしに関わるあらゆる分野にわたり、各部局が連携し、率先してユニバーサルデザインの取組を推進する必要があります。

このため、職員にユニバーサルデザインの考え方を浸透させるため、積極的に意識啓発を行うとともに、県における一体的かつ計画的なユニバーサルデザイン推進を図ります。

また、推進にあたっては、県民、CSO、企業、市町に対して、ユニバーサルデザインの考え方の浸透とそれに基づく自主的な取組が必要なことから、広報やインターネットの活用、出前講座の開催など、普及活動を行うとともに、意見、情報交換の機会を設けてできるだけ多くの方々の意見を反映させていきます。

さらに、ユニバーサルデザインの取組について、その評価や進行管理・情報発信等を行っていきます。

2. 市町の役割

市町は、ユニバーサルデザイン推進の趣旨を十分理解し、住民に最も身近な行政機関として、住民の積極的な参画を得て、関係機関・団体などと連携しながら、まちづくり、教育、交通など様々な分野において、主体的に施策を展開することが必要です。

また、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた先駆的モデル事業の実施などにも取り組むことも重要です。

さらに、住民に対するいろいろな機会や手段を通じたユニバーサルデザインの普及・啓発や、学校教育をはじめとした様々な学習の場を設けるなど、だれもがユニバーサルデザインについて知り、学ぶ機会を提供することも必要です。

3. 県民の役割

県民の皆さんには、ユニバーサルデザイン社会の実現に向け、まず身近でできることから、主体的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

多様な人々に対する理解を深めることが第一歩で、困っている人に積極的に声をかけることや、視覚障害者用誘導ブロックの周辺に自転車を放置しないことなど、マナーを守る

心を持ち、自然にさりげなく行うことから始めていきましょう。

また、行政や企業などに対し、建設的な提案として、問題点や改善方法の提案を行うとともに、ユニバーサルデザインを推進する NPO やボランティア等 CSO へ積極的に参加するなど、県民一人ひとりが、自分の問題として推進のための活動を行い、活動の輪を広げることが重要です。

4. CSO 等民間団体の役割

様々な分野において県民が自発的に社会貢献活動等を行う CSO などの民間団体は、利用者のニーズが多様化、高度化する中で、地域社会を支える重要な担い手です。

このことから、ユニバーサルデザインの推進についても、ユニバーサルデザインの考え方の普及、利用者の多様なニーズの集約・公表、個人レベルの活動のネットワーク化、行政、企業等へ利用者の意見の集約や改善に向けての提案など、積極的な活動を行っていくことが望まれます。

また、活動に際しては、より多くの利用者、企業、他の団体などと連携・協働を図り、地域密着型のまちづくりや人づくりなどユニバーサルデザイン推進の民間活動の中心的な担い手のひとつとして、その役割を果たすことが求められています。

さらに、民間団体の立場から、県、市町などのユニバーサルデザイン推進の取組に対して積極的に協力することも重要です。

5. 企業の役割

企業は、地域社会の一員として、利用者への製品・サービスの提供、従業員の雇用などはもとより、事業活動を通じて環境活動や社会貢献活動にも積極的に取り組む責任があり、その責任は極めて大きいものがあります。

その責任の大きさを自覚し、利用者にとって真に安全・安心で利用しやすい環境・もの（製品）・サービスの提供、従業員にとって働きやすい職場環境の整備を積極的に進めることが求められています。

また、職場や業界内におけるユニバーサルデザインの考え方の普及啓発やユニバーサルデザインを先頭に立って推進する人材の育成などを行いながら、事業活動の中で具体的なユニバーサルデザインの取組を進めていくことが必要です。

さらに、企業は、製品の企画立案から製造、廃棄にいたるまでのすべての過程に責任を有しており、利用者が安全・安心して製品を利用できるよう、製品情報について公開することや、製品の企画立案の段階から多くの利用者の意見を聞き、それを製品づくりに反映する仕組みづくりを進めていくことが必要です。

別 表

(第5章に定める具体的な取組の実施計画)

視点1 みんなで進めるユニバーサルデザイン

項目① ユニバーサルデザイン教育の充実

取組の方向性	(1) 子どものときからユニバーサルデザインについて考える機会を設けるため、学校におけるユニバーサルデザイン教育を推進します。 また、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業の在り方について検討します。					
取組内容	・子どもたちがユニバーサルデザインについて学び、体験し、考える機会の提供					
目的	ユニバーサルデザイン教育を通して、未来を担う子どもたちが、多様な個性や違いを理解し、相手を尊重する心や思いやりの心を育みます。					
現状と課題	ユニバーサルデザイン教育に関する取組は、ほぼすべての学校において授業などで行われているものの100%ではありません。 子どもたちのユニバーサルデザインに関する本当の理解に繋げるために、「見て、触れて、実感できる」体験活動とおとした教育を一層推進する必要があります。 また、子どもたちの理解促進を図るためには、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業の在り方についても検討する必要があります。					
成果指標	指 標	ユニバーサルデザイン教育を実施している学校の割合				
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	
	97.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

取組の方向性	(1) 子どものときからユニバーサルデザインについて考える機会を設けるため、学校におけるユニバーサルデザイン教育を推進します。 また、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業の在り方について検討します。					
取組内容	・中学高校生を対象とした課外授業の実施					
目的	課外授業を実施し、若いうちから障害及び障害者に対する理解を深めてもらう契機とします。					
現状と課題	課外授業は年間20校を予定しているが、それに達しない年が多い状況です。					
成果指標	指 標	課外授業の実施回数				
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	
	16回	20回	20回	20回	20回	

取組の方向性	(2) 特別支援学校の児童生徒が、居住する地域の小・中学校で教科学習や行事交流を行う「居住地校交流」を推進し、特別支援学校において交流を行う児童生徒の割合が向上するよう取り組みます。				
取組内容	・特別支援学校の交流及び共同学習の推進				
目的	共生社会の形成に向けて、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システム ^(※) 構築のために取組を促します。				
現状と課題	佐賀県UD実施計画(Ver. 2)では、「居住地校交流を希望している児童生徒に対する実施の割合」を指標とし取り組んできましたが、実際には、特別支援学校の全児童生徒数のうち、3割程度にとどまっています。				
成果指標	指標	特別支援学校の小・中学部における居住地校交流を実施する児童生徒の割合			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	33.5%	平成26年度(33.5%)並み	平成26年度より向上	前年度より向上	前年度より向上

取組の方向性	(3) 次代を担う子どもたちに、すべての人々が暮らしやすいまちづくりを進めることの大切さ等について、考える機会(こどもUD作品コンクール、出前講座等)を作ります。				
取組内容	・子どもたちがユニバーサルデザインについて考える機会の提供				
目的	県の職員やUDアドバイザー等を派遣し、UDの考え方や必要性についての説明を行う出前講座を行い、一方で、こどもUD作品コンクールを実施することで、UDについて考えてもらう契機とします。				
現状と課題	こどもUD作品コンクールは毎年多くの応募がありますが、応募する学校としてはあまり広がっていません。 出前講座についても、あまり件数が多いとは言いがたい状況です。				
成果指標1	指標	こどもUD作品コンクールの応募作品数			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	603作品	660作品	720作品	780作品	840作品
成果指標2	指標	学校への出前講座の件数			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	6件	10件	10件	10件	10件

※インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みとされている。

項目② 人材の育成

取組の方向性	行政分野において率先してユニバーサルデザインの取組を推進するため、 (4) 県・市町職員、教職員及び警察職員へのユニバーサルデザイン研修を実施します。				
取組内容	・県・市町職員、教職員及び警察職員へのユニバーサルデザイン研修の実施				
目的	県・市町職員、教職員、警察職員へのユニバーサルデザイン研修を実施することで、行政分野における率先した取組を推進し、ひいては、県民のユニバーサルデザインの取組を促します。				
現状と課題	<p>県職員の新規採用職員に対するユニバーサルデザイン研修は行っていますが、所属長をはじめとする他職員には行っていません。</p> <p>教職員に対してはユニバーサルデザインに関するリーフレットを作成・配布し教職員の理解に繋げています。</p> <p>市町職員、警察職員への個別の研修は現在行っていません。</p>				
成果指標 1	指 標	県新規採用職員のユニバーサルデザイン研修の受講割合			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	100%	100%	100%	100%	100%
成果指標 2	指 標	県職員のユニバーサルデザイン研修の受講割合			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	—	30%	100%	—	—
成果指標 3	指 標	市町職員を対象としたユニバーサルデザイン研修会への参加市町数			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	—	20市町	20市町	20市町	20市町
成果指標 4	指 標	学校におけるユニバーサルデザイン教育に関する職員研修の実施率			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	—	90.0%	95.0%	100.0%	100.0%
成果指標 5	指 標	警察関係所属のユニバーサルデザイン研修の実施率			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	—	90.0%	95.0%	100.0%	100.0%

取組の方向性	(5)	地域や職場等でもユニバーサルデザインの考え方を学ぶことができる機会を充実します。			
取組内容	・地域や職場等でユニバーサルデザインを学ぶことができる機会の充実				
目的	身近なところでユニバーサルデザインを学ぶ機会を提供することで、ユニバーサルデザインの理解促進を図ります。				
現状と課題	現在、身近なところでユニバーサルデザインの考え方を学ぶことができる機会は、十分とは言えない状況です。				
成果指標	指標	県民カレッジ ^(※) への参加者数 (おもてなしセミナーの受講者数(累計))			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	95人	215人	335人	455人	575人

項目③ 普及啓発の推進

取組の方向性	(6)	広報誌、ホームページ、SNSをはじめ、各種メディア（情報媒体）を活用し、ユニバーサルデザインの考え方の普及を図ります。			
取組内容	・各種メディアを活用したユニバーサルデザインの考え方の普及				
目的	ユニバーサルデザインの意味や必要性について、各種メディアを活用し、情報を入手できる機会を増やします。				
現状と課題	ユニバーサルデザインの意味や必要性について、県民が情報を入手できる機会が少ない状況です。				
成果指標	指標	各種メディアによるUD取組紹介回数			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	15回	20回	25回	30回	35回

※県民カレッジ

県民の多様化・高度化する学習ニーズに応えるため、県内の生涯学習関連機関・団体が実施している講座やセミナーなどを総合的に体系化し、生涯学習の情報と機会を効果的に県民に提供するとともに、まなだことを評価・活用するためのシステム。誰でも随時入学でき、実施機関（地方公共団体（教育委員会など）、教育機関、公益法人、民間カルチャーセンターなど）が登録する講座を受講して単位を取得すれば、所要単位に応じて認定証を交付。県立生涯学習センターが運営。

取組の方向性	(7) ユニバーサルデザインについて、県民が「見て、触れて、実感できる」機会を創出し、ユニバーサルデザインの理解浸透を図ります。				
取組内容	・県民が実感できる機会創出による、ユニバーサルデザインの理解浸透				
目的	県政のあらゆる分野でユニバーサルデザインの考え方を反映させた事業を行うことで、県民がユニバーサルデザインについて実感できる機会を増やし、ユニバーサルデザインの理解浸透を図ります。				
現状と課題	県民のユニバーサルデザイン理解率は、第5回UD全国大会を実施したH22年度をピークに減少傾向にあります。				
成果指標	指 標	県民のユニバーサルデザイン理解率			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	46.6%	50.0%	55.0%	60.0%	65.0%

取組の方向性	(8) 市町や事業所、県民、CSOなど多様な主体と連携、協働を図りながら男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組みます。				
取組内容	・世代・性別に応じた意識啓発				
目的	男女共同参画の視点に立った意識の形成を進めます。				
現状と課題	男女が互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合うという「男女共同参画」の認識が十分広がっておらず、男女の固定的役割分担意識が根強くあることから、継続した啓発が必要です。				
成果指標	指 標	性別役割分担に同意する人の割合			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	33.2%	—	—	—	30%未満

取組の方向性	(9) 県民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指し、障害者に対する県民の理解を促進します。				
取組内容	・市町・団体による県民向け普及啓発活動の促進 (障害者月間事業の実施、市町・団体への働きかけ)				
目的	多くの県民に対して障害者への理解・啓発を進めるとともに、県民の方が障害者と触れ合う機会づくりを進めます。				
現状と課題	共生社会の実現のためには、障害のあるなしに関係なく県民同士が触れ合う機会を増やすことなどにより、県民の障害者に対する理解を深めることが必要です。				
成果指標	指 標	障害(者)に関する理解啓発・交流事業に取り組む市町・団体数			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	63	70	77	84	91

取組の方向性	(10) 地域で生活する難病患者等の相談支援等を行うとともに、県民の難病に対する理解促進を図ります。				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・難病拠点病院や難病相談支援センター、保健福祉事務所における相談体制の充実 ・県民や事業者に対して、難病患者への理解を深める支援 				
目的	難病患者への相談支援体制の充実とともに、事業者等に難病患者への理解啓発を行うことで、難病患者の就労が促進され、安心して生活することができる環境を整備します。				
現状と課題	<p>難病法の施行により、難病患者の相談内容が多岐にわたることが予想されるため、相談体制の充実を図る必要があります。</p> <p>また、難病患者は、就労意欲があっても、身体的理由や勤務条件等の要因で就労できない現実があり、事業者や周囲の理解が必要です。</p>				
成果指標 1	指 標	難病相談支援センターの相談受付件数			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	6,943件	8,000件	8,300件	8,400件	8,500件
成果指標 2	指 標	難病相談支援センターの支援による難病患者の就労者数			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	21人	25人	25人	25人	25人

視点2 みんなの豊かな暮らし

項目④ 文化・スポーツ活動の促進

取組の方向性	(11) 障害のある人もない人も誰もがスポーツを楽しむ環境づくりを進めます。				
取組内容	・障害のある人もない人も誰もがスポーツを楽しむ機会の提供				
目的	障害のある人もない人も誰もがスポーツを楽しむ機会を提供することで、県民にスポーツの楽しさを伝えます。				
現状と課題	佐賀スポーツフェスタや県さわやかスポーツ・レクリエーション祭において、障害のある人もない人も誰もがスポーツを楽しむ機会を提供していますが、広く県民へスポーツの楽しさが伝わっているとはいえない状況です。				
成果指標1	指 標	「週1日以上」運動やスポーツを行う成人の割合			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	37.1%	—	—	—	47.0%
成果指標2	指 標	運動やスポーツを「全く行わない」成人の割合			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	35.2%	—	—	—	25.0%
成果指標3	指 標	一年間のうちにスポーツに関するボランティア活動に参加したことがある成人の割合			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	12.4%	—	—	—	18.0%

取組の方向性	(12) 障害者スポーツの普及、障害者スポーツ大会やスポーツ教室の開催等を通して障害者スポーツの環境を整備します。				
取組内容	・障害者がスポーツを楽しむ“きっかけ”となる機会の拡充、指導者の育成、支援機能の充実などへの取組				
目的	障害者がスポーツを楽しむことができる環境づくりの実現を図ります。				
現状と課題	障害者は、健常者に比べて日常的にスポーツを楽しむ人の割合が少ない状況です。障害者が気軽にスポーツに親しむ“きっかけ”が身近にない、障害者がスポーツをしたくてもサポートする人がいないなどの課題があります。				
成果指標	指 標	障害者スポーツ教室の参加人数			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	360人	700人	800人	900人	1,000人

取組の方向性	(13)	県有スポーツ施設等について、施設のユニバーサルデザイン化と併せて、順次、利便性・機能性の向上に取り組みます。また、市町のスポーツ施設等についてもユニバーサルデザイン化の検討に併せて、利便性・機能性の向上の取組が行われるよう促します。			
取組内容	・県有スポーツ施設の整備及び市町スポーツ施設等の利便性・機能性の向上の取組の促進				
目的	誰もが安全・安心・快適にスポーツを楽しむことができる環境をつくります。				
現状と課題	誰もがスポーツを楽しむことができる環境をつくるため、施設のユニバーサルデザイン化やソフト・ハード両面での利便性・機能性の向上を図っていく必要があります。				
成果指標	指 標	—			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	—	—	—	—	—

取組の方向性	(14)	障害のある人もない人も、また、あらゆる世代の誰もが、日々のくらしの中で、多彩な文化芸術に出会い、鑑賞し、楽しみ、また自ら取り組んでいる社会を目指します。			
取組内容	・バラエティ・アート・フェスタさかの開催				
目的	バラエティ・アート・フェスタの開催等を通して、障害のある人もない人も、日々のくらしの中で多彩な文化芸術に出会い、鑑賞し、楽しみ、また、自ら取り組むことができるような環境を整えます。				
現状と課題	障害者は、身近な場所で日常的に文化を鑑賞したり、自ら文化芸術活動に取り組む機会が十分とはいえず、文化芸術に親しむための環境が整っていません。				
成果指標	指 標	バラエティ・アート・フェスタさかの開催			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	実施	実施	実施	実施	実施

取組の方向性	(15)	障害者作品展の開催を通して、障害者の文化芸術活動への参加を推進し、社会参加に繋いでいきます。			
取組内容	・障害者作品展の開催				
目的	障害者作品展の開催を通して、障害者の創作意欲を向上させ、文化芸術活動への参加を促進します。				
現状と課題	障害者については、身近な場所で日常的に文化を鑑賞したり、自ら文化芸術活動に取り組む機会が十分とはいえず、文化芸術に親しむための環境が整っていません。				
成果指標	指 標	障害者作品展への出展作品数			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	416作品	420作品	430作品	440作品	450作品

取組の方向性	(16)	県有文化施設については、ユニバーサルデザインを前提とした補修・改修に取り組みます。			
取組内容	・ユニバーサルデザインを前提とした県有文化施設の補修・改修				
目的	県有文化施設のユニバーサルデザイン化を推進します。				
現状と課題	県立博物館施設は、トイレや出入口のスロープなど基本的な部分についてのユニバーサルデザイン化は行っていますが、老朽化や特殊な構造上の問題もあり、完全とは言えない状況にあります。施設によっては、老朽化から大規模改修等の検討を行う段階にきており、それに合わせてユニバーサルデザイン化を図る必要があります。				
成果指標	指 標	UD化改修を行う県有文化施設数（改修の延べ数）			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	2施設	1施設	老朽化に伴う改修に合わせてUD化を図る		

取組の方向性	(17)	高齢者美術展の開催を支援することにより、高齢者の文化芸術活動を促し、多くの方々が文化芸術に親しむことができる社会を推進します。			
取組内容	・高齢者美術展の開催支援				
目的	高齢者美術展の開催を支援することにより、高齢者の文化芸術活動の裾野を広げます。				
現状と課題	高齢者美術展の開催を支援していますが、高齢者の文化芸術活動の参加は現状としては多くはありません。 引き続き、高齢者美術展の開催を支援するとともに、ホームページや県民だより等を通じて周知を図っていく必要があります。				
成果指標	指 標	高齢者美術展への出展数			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	195作品	200作品	200作品	200作品	200作品

取組の方向性	(18) まなびたい人がだれでも、いつでも、どこでも、個人の要望や社会の要請に応じてまなぶことができるよう環境づくりを行い、生涯学習の機運をさらに醸成します。				
取組内容	・県民一人ひとりがまなび続けることができる環境づくり				
目的	誰もが生涯学習に取り組む機会を増やします。				
現状と課題	人々の価値観やライフスタイルが多様化し、県民の生涯学習に対する意識や活動範囲は広範・多岐にわたってきており、自らのニーズに応じて学習し、その成果を地域社会の中で活かすことができるような環境づくりが求められています。				
成果指標	指 標	県民カレッジ延べ入学者数			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	27,346人	28,100人	28,900人	29,700人	30,500人

取組の方向性	(19) 情報のセーフティーネットとしての図書館の充実のため、県内の図書館がさらに利用しやすくなるように環境整備を進めるとともに、県立図書館の機能の充実を図ります。				
取組内容	・県内の図書館がさらに利用しやすくなるような環境整備、県立図書館の機能の充実				
目的	情報のセーフティーネットとしての図書館を充実します。				
現状と課題	「まなびの場」である県立図書館は、施設の老朽化とともに、図書館を取り巻く環境の変化や新たなニーズへの対応が課題となっています。このため、平成25、26年度に「これからのまなびの場のビジョン検討懇話会」により、将来の公立の施設の「ビジョン」及び県立図書館・博物館・美術館の3施設毎に「機能のあり方」を整理しました。このうち県立図書館は、県内図書館の支援、新しい図書館サービスへの取組及び連携・協働の拠点を目指すこととされたことから、今後、これら方向性の具体化策を検討していく必要があります。				
成果指標	指 標	デジタルライブラリ ^(※) のコンテンツ閲覧件数			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	推計76,000件	80,000件	84,000件	88,000件	92,000件

※デジタルライブラリ

県立図書館が所蔵する資料等により制作した様々なデータベースで、県立図書館ウェブサイトで公開しているもの。古文書・古記録・古典籍・古地図・絵図、近代地図、葉隠に関すること、県文化財調査報告書、人名、地名（藩政期）、佐賀の民謡、佐賀の昔話、佐賀県の淡水魚、佐賀の蝶などに関するデータベースを公開中。

項目⑤ 観光のユニバーサルデザイン化の促進

取組の方向性	(20) おもてなしセミナーの開催等により、観光施設等のユニバーサルデザイン化を促進します。				
取組内容	・おもてなしセミナーの実施				
目的	県民が高齢者や障害者等に対する接遇のポイントを身に付けてもらい、今後のおもてなしに役立ててもらいます。 また、外国人観光客の受入対応の改善にも取り組んでいきます。				
現状と課題	現状として、高齢者や障害者等に対する接遇を学ぶ機会が十分とは言えません。 また、今後外国人観光客の対応についてニーズが高まることが予想されます。				
成果指標	指 標	おもてなしセミナーの受講者数（累計）			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	95人	215人	335人	455人	575人

取組の方向性	(21) 車いすユーザーを含む多くの方が安心して宿泊できるよう、宿泊施設のユニバーサルデザイン化を支援していきます。				
取組内容	・県内の宿泊施設に対してUDを意識した整備の支援				
目的	高齢者や障害者が旅行するうえで安心して宿泊できるよう宿泊施設のユニバーサルデザイン化に取り組んでいきます。				
現状と課題	平成21年度に「宿泊施設UD化促進事業」を実施して以降、UDルームの整備が進んでいません。 佐賀市内は一般旅行者（観光・ビジネス目的）の利用する宿泊施設にUDルームが少ない状況です。				
成果指標	指 標	高齢者、車いすユーザーに配慮した客室数など			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	—	支援制度検討	実施	実施	実施

取組の方向性	(22) 自然公園に誰もが訪れることができるよう、トイレ改修や多言語表示等の施設のユニバーサルデザイン化を進めます。				
取組内容	・高齢者や外国人観光客も利用しやすい、ユニバーサルデザインを前提とした施設整備の実施				
目的	県管理の自然公園施設のトイレ改修や多言語表示等の施設のユニバーサルデザイン化を進めることによって、自然公園にだれもが訪れることができるようにします。				
現状と課題	<p>自然環境の大切さについて県民の理解を深めるためには、より多くの人々に自然と親しんでもらえるよう、自然公園の優れた風景地の保護や、自然公園施設の適切な維持管理を行っていく必要があります。</p> <p>また、今後、高齢化社会の進行や障害者の社会参加の進展により、高齢者や障害者の利用が増えることが予想されます。</p>				
成果指標	指標	洋式化率50%以上のトイレの箇所数 (県管理の自然公園施設のトイレ(18箇所)について、平成30年度までにすべて洋式化率50%以上とすることを目指します。)			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	5箇所	7箇所	10箇所	14箇所	18箇所

取組の方向性	(23) コールセンターの設置、外国語によるサインの設置等により外国人旅行客が訪問しやすい環境を整備します。				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語コールセンターの設置、運営 ・観光施設や宿泊施設などの受入れ施設において、外国人対応として外国語の案内表示、パンフレット、衛星放送対応、ホームページの多言語対応等の経費補助の実施 				
目的	外国人観光客が「日本を観光する上で困ったこととしてコミュニケーション」の問題が挙げられていることから、言語の面での受入環境の整備を進めていきます。				
現状と課題	多言語コールセンターは外国人観光客のみならず、県内の観光関係者にも好評をえているので、今後ともサービスの充実化を図っていきます。				
成果指標	指標	多言語コールセンターの利用件数			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	—	1,200件	1,500件	1,800件	2,200件

取組の方向性	(24) 観光客の誘致促進や国際化推進の環境づくりのため、道路にある案内標識においては、英語表記の統一化や、ピクトグラムの導入、多言語化の検討を行い、誰にでも分かりやすい道路標識の整備に努めていきます。				
取組内容	・案内標識の英語表記の統一化、ピクトグラムの導入促進				
目的	英語表記の統一やピクトグラムの導入等、標識の連続性・統一性を図り、誰にでも分かりやすい道路標識の整備を目指します。				
現状と課題	同一地点の案内表示にローマ字表記または英語表記の表示があり、整合が図られていません。 これからは海外からの来訪者が増加することが予想されるため、外国人にもわかりやすい道路標識（英語表記の統一化、ピクトグラムの導入等）を整備する必要があります。				
成果指標	指 標	英語表記の統一、ピクトグラムの導入、多言語化の検討			
	現状 (H26 年度)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
	—	<交差点案内標識> 英語表記の統一 ピクトグラムの導入 <施設案内標識> 多言語化の検討	<交差点案内標識、 施設案内標識> ピクトグラムの導入 <施設案内標識> 英語表記の統一	<交差点案内標識、 施設案内標識> ピクトグラムの導入 <施設案内標識> 英語表記の統一	<交差点案内標識、 施設案内標識> ピクトグラムの導入 <施設案内標識> 英語表記の統一

取組の方向性	(25) 宿泊施設、観光施設、交通拠点、商業施設等において、公衆無線 LAN（フリーWi-Fi）環境を整備し、観光客や県民等の情報収集・発信の利便性の向上とインターネットサービス利用の円滑化を図ります。				
取組内容	・フリーWi-Fi 及び充電のための設備の普及				
目的	観光客や県民等の情報収集・発信の利便性の向上とインターネットサービス利用を円滑化することにより、観光客や県民等の満足度を高めます。				
現状と課題	Wi-Fi については観光分野等での利活用が全国的に広がっていますが、本県においては、まだ十分に普及しておらず、今後さらに、フリーWi-Fi 環境の整備を推進していく必要があります。				
成果指標	指 標	外国人観光客の宿泊するホテル・旅館等の Wi-Fi 環境の向上			
	現状 (H26 年度)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
	64 施設	10 施設	必要に応じて整備促進・新技術への対応		

項目⑥ 仕事や遊びなどの社会参加に向けた環境づくり

取組の方向性	(26) 年齢・性別等に関わらず、意欲と能力を発揮して活躍できる労働環境づくりに努めます。				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「ノー残業デー」の設定など労働時間短縮の意識啓発 ・次世代育成支援対策推進法等の労働条件整備のための提案・助言 				
目的	労働者の健康維持や仕事と生活の調和がとれた「ワーク・ライフ・バランス ^(※) 」のある、働きやすい労働環境づくりを目指します。				
現状と課題	人口減少時代において、人材の確保・育成・定着の可能性を高める対策として、仕事と生活の調和の取れた労働環境を整備することが求められており、事業主の理解とともに職場全体がそういう意識をもてるよう、関係法令等の周知や意識啓発などに取り組む必要があります。				
成果指標	指 標	法定以上の仕事と育児の両立支援制度を導入した事業所数（累計）			
	現状（H26年度）	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	18事業所	30事業所	40事業所	50事業所	60事業所

取組の方向性	(27) 地域や企業において女性が活躍しやすくなるよう CSO や女性の活躍推進佐賀県会議等と連携し、必要な環境整備を進めていきます。				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・企業、団体などにおいて、女性管理職比率等の具体的な目標を設定し実現する活動 ・女性の能力・意欲・意思を高める活動 ・女性が活躍しやすい育児支援等の社会的環境を整備する活動 				
目的	女性活躍が推進されるよう必要な環境整備を進めていきます。				
現状と課題	<p>仕事と家庭、さらには CSO やボランティア等の地域活動とも、バランスのとれたライフスタイルが実現できるよう、女性の個性と能力が十分に発揮される「女性の活躍推進」を図っていくことは、喫緊の課題です。</p> <p>このため、関係機関・団体との連携を強化し、本県における女性の活躍の推進を図っていく必要があります。</p>				
成果指標	指 標	女性の活躍推進佐賀県会議の会員登録数			
	現状（H26年度）	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	60事業所	70事業所	80事業所	90事業所	100事業所

※ワーク・ライフ・バランス

男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望に沿った形で、バランスを取りながら展開できる状態のこと。

取組の方向性	(28) 障害者が地域で自立し、安定した生活を営んでいくため障害者の就労支援を推進します。 また、福祉施設で働く障害者については、地域で自立した生活を送るため、更なる収入の向上に取り組みます。				
取組内容	・ 障害者の一般就労に向けた支援及び収入向上の促進				
目的	障害者就労支援コーディネーター ^(※) 等が、ハローワーク等就労支援機関と連携し、障害者の就労支援を推進します。 また、就労移行支援事業所及び就労継続支援 A 型事業所の利用者情報を活用し、ハローワークなどの支援機関と積極的なチーム支援を行い、就労移行の推進を行います。 さらに、福祉施設で働く障害者の収入向上の支援に取り組みます。				
現状と課題	民間事業所での雇用は着実に増えていますが、まだ多くの障害者が職を求めている、障害者の一般就労に向けた支援を更に進める必要があります。 また、福祉施設で働く障害者が地域で自立した生活を送るためには、更なる収入の向上が必要です。				
成果指標 1	指 標	福祉施設から一般就労に移行した人数（九千部学園を除く）			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	75人(H25)	89人(H26)	103人(H27)	117人(H28)	131人(H29)
成果指標 2	指 標	法定雇用率達成企業の割合 (平成30年度の目標値は、平成30年4月に改訂される法定雇用率の水準が決定次第修正)			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	66.4%	67.2%	68.0%	68.8%	68.8%
成果指標 3	指 標	就労継続支援 B 型事業所等の平均月額工賃			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	17,065円	18,605円	19,491円	20,377円	21,263円

※障害者就労支援コーディネーター

ハローワーク等の支援機関と連携しながら、一般企業等を訪問し、企業ニーズの把握、求職情報提供、授産品販路拡大などについて働きかけを行うとともに、障害者・福祉施設を訪問し、障害者の特性、能力の把握、企業情報の提供や求職登録指導などを一体的に行い、障害者の一般就労への移行を支援する人。

取組の方向性	(29) 平成30年4月から法定雇用率の算定基礎に精神障害者が追加されることから、各種支援策を活用した雇用促進、障害者就業・生活支援センターを中心とした職場定着支援を行います。				
取組内容	・精神障害者に対する職場定着支援の実施				
目的	各種支援策を活用して、精神障害者の雇用と就職した精神障害者の職場への定着を支援します。				
現状と課題	民間事業所での雇用は着実に増えていますが、まだ多くの精神障害者が職を求めており、精神障害者の一般就労に向けた支援を更に進める必要があります。				
成果指標1	指 標	従業員規模 50 人以上の企業に雇用される精神障害者の雇用者数			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	139人	190人	240人	290人	340人
成果指標2	指 標	障害者就業・生活支援センターの支援による精神障害者の就職半年後の定着率			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	56.7%(H25)	64.7%	68.7%	72.7%	75.0%

取組の方向性	(30) 障害者権利条約や障害者差別解消法の理念が浸透するように引き続き理解啓発事業に取り組みます。 また、障害者差別解消法の施行に合わせ、障害者に対する職員の対応が配慮の行き届いたものとなるよう、職員対応要領を作成します。 また、障害者差別解消支援地域協議会を設置します。				
取組内容	・障害者差別解消法の施行に合わせた取組				
目的	障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての県民が、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。				
現状と課題	障害者差別解消法が平成28年4月に施行されることにより、地方公共団体は、「不当な差別的取扱い」を防止し、「合理的な配慮の提供」を行う目安として、職員対応要領を策定する必要があります。 また、相談窓口の整備、情報の交換や相談事例を踏まえた差別解消のための取組に関する協議を行う障害者差別解消支援地域協議会を設置する必要があります。				
成果指標1	指 標	職員対応要領の策定			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	—	要領策定	必要に応じて見直し		
成果指標2	指 標	障害者差別解消支援地域協議会の設置			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	—	協議会設置	協議会開催		

取組の方向性	(31) 広報や会場設営の方法等に関する UD イベントマニュアルを策定し、県が行うイベントがユニバーサルデザイン化されるよう取り組みます。 また、市町のイベントでも同様に取られるよう求めます。				
取組内容	・ イベントのユニバーサルデザイン化の促進				
目的	UD イベントマニュアル（講演会、展示、窓口対応などを含む）を作成し、それに沿ったイベントなどの運営を行うことで、できるだけ多くの方がイベントに参加できるようにします。				
現状と課題	県がイベント、式典等を主催する場合、「イベント、式典等チェックシート」を確認し、イベント運営を行うことになってはいますが、ユニバーサルデザインの視点が十分に網羅されているものではありません。				
成果指標	指 標	UD イベントマニュアルの策定			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	—	マニュアル策定	必要に応じて見直し		

取組の方向性	(32) 車いすユーザーを含む多くの方が利用できる宿泊施設の情報の提供等、UD マップを活用したインターネットでの情報提供の更なる充実を検討します。				
取組内容	・ UD マップを活用したインターネットでの情報提供の更なる充実				
目的	不特定多数の方が利用する施設の情報が簡単に入手でき、誰もが安心して外出できる環境を創出していきます。				
現状と課題	検索機能を充実させ、スマートフォンにも対応するシステムになったため、外出先でも容易に情報が得られるようになりましたが、UD マップ自体の周知が十分ではありません。				
成果指標	指 標	UD マップアクセス件数			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	12,091件	13,200件	14,400件	15,600件	16,800件

取組の方向性	(33) ICT講習会等を実施することにより、ICT初心者のICTリテラシーの向上を図り、情報格差の解消に努めます。				
取組内容	・地域でICTを教え学び合う環境づくりのため、地域で活動する情報化団体の設立促進及び指導力・組織力の強化並びに団体の活動支援				
目的	誰もがICTの恩恵を受けることができるような環境をつくります				
現状と課題	高齢者等の中には、ICTを十分に利活用できていないICT初心者が少なからず存在していることから、依然として初心者の情報リテラシーの向上が必要とされています。				
成果指標	指 標	地域ICT推進団体が主催する講習会等への参加人数			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	1,000人	1,025人	1,050人	1,075人	1,100人

取組の方向性	(34) 積極的に利用者の声を聴いて利用者ニーズに対応した行政窓口の設置に努めるとともに、申請手続きの電子化を推進し、県民の利便性やサービスの向上を図ります。				
取組内容	・利用者のニーズに対応した行政窓口の設置の手引きの策定				
目的	各種手当や助成の申請等を受け付ける県の機関の窓口を、多様な県民のニーズに対応できるものにするここと、県民の利便性やサービスの向上を図ります。				
現状と課題	現在、県の窓口の設置方法については、各所属における判断となっており、障害者、高齢者、外国人住民など多様な県民へ配慮した設置方法に関するマニュアルがありません。				
成果指標	指 標	UDイベントマニュアルの策定			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	—	マニュアル策定	必要に応じて見直し		

取組の方向性	(34) 積極的に利用者の声を聴いて利用者ニーズに対応した行政窓口の設置に努めるとともに、申請手続きの電子化を推進し、県民の利便性やサービスの向上を図ります。				
取組内容	・ 県へのさまざまな手続のうち電子化できる申請手続の電子化の推進				
目的	申請手続きの電子化を推進し、県民の利便性やサービスの向上を図ります。				
現状と課題	押印や、法律の定めるところにより添付を義務付けられた書類がある等の理由で、すべての申請手続が電子化できる状況には至っていません。 今後の高速通信基盤の一層の整備やシステム開発、さらには法改正などによって電子化が実現できる手続については、速やかに電子化を進める必要があります。				
成果指標	指 標	電子化可能な申請手続きの対応率			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

取組の方向性	(35) 障害者が日常生活上必要なことを身に付けていただく支援をし、障害者の社会参加を促進します。				
取組内容	・ 障害特性に応じた訓練講習の実施				
目的	社会生活や ICT 活用能力を向上させる講習を実施し、障害者の生活の質を高め、社会参加を促進します。				
現状と課題	障害者が自立した日常生活を送るための生活能力を向上させる訓練事業所が少ない状況です。 また、パソコンの基本的な知識・技能は身につけることができるようになってきましたが、タブレットや SNS 等双方向のコミュニケーションツールは十分活用できていない状況です。				
成果指標	指 標	ICT 教室受講者数			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	—	100人	100人	100人	100人

取組の方向性	(36)	要約筆記者、手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員等の育成、派遣により聴覚障害者や盲ろう者向けの情報提供体制の充実を図ります。 また、障害者に役立つ情報を総合的に提供するサイトを開設します。			
取組内容	・障害者への情報提供体制の充実				
目的	障害のあるなしに係わらず社会参加ができ、障害者の権利が擁護されるよう、情報環境を整備します。 また、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員等を育成するとともに、派遣を行うことで意思疎通の円滑化を図ります。				
現状と課題	平成35年度開催予定の国民体育大会、障害者スポーツ大会を見据え、他県と比較して少ない手話通訳者、要約筆記者の養成が必要です。 また、視覚障害者や盲ろう者等に対する介助員等を増やす必要があります。				
成果指標1	指 標	手話通訳登録者数（奉仕員、通訳者、通訳士）			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	61人	109人	157人	205人	253人
成果指標2	指 標	要約筆記者数			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	23人	31人	39人	47人	55人
成果指標3	指 標	盲ろう者通訳・介助員の登録者数			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	30人	35人	40人	45人	50人

項目⑦ 国際化の促進

取組の方向性	(37)	国際理解講座や国際交流を通して、県民の国際理解を進めます。			
取組内容	・豊かな国際感覚の醸成とグローバル人材の育成 ・県の友好交流先との学校間交流の推進、地域等での国際理解講座の実施等				
目的	佐賀県が世界の国や地域と互恵的な関係に立ち、ともに協力し、ともに発展していきます。				
現状と課題	あらゆる分野でグローバル化が進む中、佐賀県が活力ある地域として持続的に発展していくためには、同じ地域の一員である外国人住民（＝県民）とともに地域活動の活性化や産業の振興を図っていくことが重要です。 また、グローバル社会において、その力を十分発揮し活躍できる人材の育成が必要です。				
成果指標	指 標	学校の海外との姉妹協定等に基づく新規交流件数			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	40件	43件	46件	49件	52件

取組の方向性	(38)	医療通訳ボランティア派遣や外国人の生活相談、日本語教室の充実等を通して外国人住民への支援を行います。 また、日本語学校の受入環境の充実や奨学金の給付等を通して外国人留学生への支援を行います。			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・医療通訳ボランティアや日本語教育ボランティアをはじめ、防災や外国人相談など多文化共生分野のボランティアの育成・活用促進 ・日本語学校の受入環境の充実及び奨学金の給付等 				
目的	多文化共生の地域づくりや人材育成など、県民の内なる国際化を進めるとともに、佐賀県らしさを尊重する意識の醸成を図ります。				
現状と課題	外国人住民の増加が予想される中、多文化共生分野のボランティアの質の向上と増加が必要です。 また、外国人留学生の受入拡大に向けた取組は緒についたところであり、継続的な取組が必要です。				
成果指標1	指 標	国際交流ボランティアの登録者数			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	350人	380人	410人	440人	470人
成果指標2	指 標	外国人留学生数(大学、短大、日本語学校)			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	446人	563人	668人	774人	880人

取組の方向性	(39)	多言語による情報発信の対応が困難な場合でも、外国人住民が地域で安心して暮らしていく上で必要な情報については、やさしい日本語や絵文字(ピクトグラム)の使用など、外国人住民を前提とした情報発信の促進に取り組みます。			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公共機関等に対する、外国人住民を前提とした情報発信についての啓発、広報 ・英中韓による佐賀県生活ガイドリーフレット作成、配布(災害、医療機関、緊急時対応含む) ・佐賀県国際交流協会の英中韓によるホームページの運営及び生活情報やイベント情報配信の充実 ・多文化共生の課題に関する調査研究の実施 				
目的	外国人住民が、日々の暮らしの中で必要な情報が自然と手に入れることができ、安心して暮らす地域づくりを目指します。				
現状と課題	外国人住民を前提とした情報発信に係る取組が十分ではなく、日常生活の情報発信の促進や、地域防災対策の確立が必要です。				
成果指標	指 標	市町等に対する、外国人住民を前提とした情報発信についての啓発、広報			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	—	啓発、広報			

項目⑧ 情報提供の充実

取組の方向性	(40) 誰もが利用できる・使いやすい（アクセシビリティやユーザビリティ）を前提に考えた県広報（ホームページ、広報誌等の広報媒体）を構築します。				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが利用できる・使いやすいことを考慮した県ホームページのリニューアルの検討 ・研修などの方法による職員へのウェブアクセシビリティの啓発 ・広報紙やテレビ・ラジオなど様々なメディア媒体ごとにアクセシビリティやユーザビリティを考慮した情報発信 				
目的	<p>職員がウェブアクセシビリティの重要性を認識し、アクセシビリティを考慮したホームページを作成できるスキルを持つことを目指します。</p> <p>色覚障害者や聴覚障害者も含めて、県民すべてに県政情報が十分に届くことを目指します。</p>				
現状と課題	<p>障害者差別解消法の基本方針が決定（H27.2.24）されましたが、ここ数年の佐賀県のホームページはアクセシビリティ最新動向に対応できておらず、今後は公的機関のウェブサイトとして、アクセシビリティやユーザビリティに考慮したホームページを構築していく必要があります。庁内全体でみると、まだアクセシビリティへの関心は低く、今後は JIS X 8341-3:2010 の活用方法等を全体周知し、職員の知識向上を図る必要があります。</p> <p>広報紙については、限られたページ数のなか情報量を充実させようとするため、文字の大きさが小さいという声もあり、また、色覚障害者にも見やすい色使いに十分なっていません。</p> <p>また、色覚障害者や聴覚障害者にも県政情報をしっかり届けるため、メディア媒体の特徴を生かした広報の実施が必要です。</p>				
成果指標 1	指 標	県職員向けウェブ（アクセシビリティ）研修の実施件数			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	1回	2回	2回	2回	2回
成果指標 2	指 標	県政情報が十分に届いていると実感している県民の割合			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	45.3%	—	—	—	50.0%

取組の方向性	(41) 広報誌の音声テープ版・点字版等や新聞等の点訳化等により視覚障害者向けの情報提供の充実を図ります。				
取組内容	・ 広報誌等の音声版（CD/デージー）・点字版の製作・配布				
目的	文字による情報入手が困難な障害者に社会生活上必要な点字情報等を提供します。				
現状と課題	電子書籍やパソコンの読み上げ機能の普及等により、点字版、音声版の利用登録者が減少しているものの、点字・音訳による情報を必要とされる方も一定数おられます。点字図書館については機能面や立地箇所等を含め、今後の在り方の検討が必要です。				
成果指標	指 標	広報誌（県民だより、議会だより）を必要とする全ての登録者に提供			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	点字版 118人 音声版 85人	登録者全員			

取組の方向性	(42) 防災・減災情報メールや防災GIS等の活用により災害時等における防災情報提供システムの更なる充実を図ります。				
取組内容	・ 県民にとって分かりやすい災害情報の提供				
目的	県民に災害を身近なものとして認識いただき、避難の重要性を理解していただきます。				
現状と課題	災害情報を収集する防災一斉指令システムが文字を主体としたもので、県民への情報提供に使えるような分かりやすいシステムとなっていません。				
成果指標	指 標	防災GISの導入と県民への情報公開			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	未導入（情報収集／基礎調査）	仕様決定／システム整備	運用開始／システム拡張（住民への情報提供等）	防災情報の収集・提供	防災情報の収集・提供

取組の方向性	(43) 外国人や小さな子どもたちにも伝わる「やさしい日本語」による防災情報の提供に努めます。				
取組内容	・住民などへ配布する防災に関するパンフレット等へのやさしい日本語の使用				
目的	普段から、防災に関する情報を理解していただけるようにすることで、災害時に外国人や子どもなどが取り残されないようにします。				
現状と課題	<p>これまで、外国人や子どもたちを念頭にした配慮はできていません。</p> <p>防災に関するパンフレットには、もともと難しい専門用語、技術用語が多く含まれています。</p> <p>また、気象に関する情報が、きめ細かくなるにつれ、内容も複雑になっていきます。</p>				
成果指標	指標	市町等が防災に関するパンフレットやチラシでのやさしい日本語を使った割合（新たに作るもの）			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	0.0%	20.0%	40.0%	60.0%	80.0%

取組の方向性	(44) 洪水や土砂災害、高潮、津波等によるハザードマップを作成する際は、色覚障害者等にも伝わるよう配慮することを市町に求めます。				
取組内容	・市町がハザードマップを作成する際の、色覚障害者等にも伝わるような色づかいのルールを提供				
目的	市町がハザードマップを作成する際に、色覚障害者等へ配慮するよう求めることで、色覚障害者等が身近な地域の危険性を知ることができるようにします。				
現状と課題	<p>市町がハザードマップを作成するにあたって、これまで、色覚障害者等への配慮はできていません。</p> <p>また、ハザードマップに記載する情報が、きめ細かくなるにつれ、使う色の数も増えていきます。</p>				
成果指標	指標	新たに作るハザードマップで色覚障害者等への配慮を行った市町の割合			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%

項目⑨ ユニバーサルデザイン製品の開発・普及促進

取組の方向性	(45) ユニバーサルデザイン製品の開発や販路開拓を促すため、新規性・独創性ある製品や事業計画を支援するとともに、ビジネスマッチングの機会の提供や企業向けの啓発などに取り組みます。				
取組内容	・トライアル発注 ^(※) や経営革新計画 ^(※) などを通じたユニバーサルデザインの観点からの製品開発や事業活動の普及・啓発				
目的	トライアル発注を通じてUDの観点を取り入れた製品開発を促すとともに、経営革新計画に係る企業ヒアリングなどを通じて、UDの観点を取り入れた事業活動やイノベーションを促します。				
現状と課題	製品開発をはじめイノベーションを支援し、促す各種施策には取り組んでいるものの、各企業にとっての費用対効果などの関係もあって、ユニバーサルデザインの観点からの取組は一部を除いて必ずしも広がっているとは言える状況にはありません。				
成果指標	指標	各種支援施策におけるユニバーサルデザインの観点を取り入れた製品開発や事業活動の件数			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	5件	5件	5件	5件	5件

取組の方向性	(45) ユニバーサルデザイン製品の開発や販路開拓を促すため、新規性・独創性ある製品や事業計画を支援するとともに、ビジネスマッチングの機会の提供や企業向けの啓発などに取り組みます。				
取組内容	・ユニバーサルデザインを踏まえた商品開発について考える機会の提供				
目的	商品のパッケージやデザイン、容量や形態等について、食品流通業界のマーケティングで求められることは、ユニバーサルデザインで求められていることに類似する部分もあるため、商品の企画・開発等に関する総合的なアドバイスが受けられるセミナー・相談会を開催することで、ユニバーサルデザインに配慮した商品開発に繋がります。				
現状と課題	商品の中には、価格を抑える事や作業効率を第一に開発された商品もあり、買い手側の立場にたったユニバーサルデザインの考え方が、県内の事業者十分に浸透しているとは言いがたい状況です。				
成果指標	指標	ユニバーサルデザインに関係するセミナー・相談会開催			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	13回	13回	13回	13回	13回

※トライアル発注

県内の中小企業等が開発した製品等について、県の機関が試験的に発注し、また使用後は当該製品等の有用性を評価し、官公庁での受注実績をつくることにより、販路の開拓を支援するなど、県内企業の育成を図るための制度。

※経営革新計画

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき承認された計画。これは、中小企業が新商品の開発や新サービスの提供等、新たな事業活動に取り組むことによって経営の向上を図るビジネスプランであり、計画承認後は、政府系金融機関による低利融資制度や設備投資減税等の支援措置が受けられる。

取組の方向性	(46) ユニバーサルデザイン製品も重要な佐賀県物産として様々な機会、場所において積極的にPRをしていきます。				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> UD 製品取扱店舗への UD 推奨マーク表示 県産品のテナントショップ『SAGA 空港一番館』における UD 推奨品の展示・紹介 				
目的	UD 推奨品の認知度を向上させることにより、誰もが使いやすいというユニバーサルデザイン製品の認識を高めます。				
現状と課題	ユニバーサルデザイン製品についての認識が、まだ十分とは言えないため、UD 推奨品の有用性について理解を深めていく必要があります。				
成果指標	指 標	UD 推奨品マーク表示店舗数			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	13店舗	16店舗	18店舗	20店舗	22店舗

取組の方向性	(47) ユニバーサルデザイン製品の普及を図るため、ユニバーサルデザイン推奨品制度の充実を図ります。				
取組内容	・ユニバーサルデザイン推奨品制度の充実				
目的	より多くの人が使用しやすいよう工夫された製品を、ユニバーサルデザイン推奨品として選定することにより、これら推奨品の普及と需要拡大を促進し、本県産業の活性化とユニバーサルデザインの推進を図ります。				
現状と課題	応募件数が次第に少なくなってきており、応募業種・企業が固定化しつつあります。				
成果指標	指 標	UD 推奨品応募件数			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	4件	5件	6件	7件	8件

視点3 みんなのための安全安心な社会

項目⑩ 防災体制の充実

取組の方向性	(48) 災害時における物資調達や介護人材の派遣をはじめ、市町の避難所の生活環境改善の取組を支援するとともに、特に福祉避難所の充実（指定数や機能向上等）が図られるよう努めます。				
取組内容	・市町の避難所の生活環境改善の取組の支援				
目的	市町が担う避難所における生活環境改善の取組を支援することで、災害時における避難住民の生活環境の改善を図ります。				
現状と課題	災害時においては、市町による備え（公助）だけでは限界があることから、避難所の設置や運営においても、民間事業者やNPO等との多様な主体との連携が求められています。				
成果指標	指 標	民間事業者等との災害時応援協定の締結			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	—	必要に応じて災害時応援協定を締結			

取組の方向性	(48) 災害時における物資調達や介護人材の派遣をはじめ、市町の避難所の生活環境改善の取組を支援するとともに、特に福祉避難所の充実（指定数や機能向上等）が図られるよう努めます。				
取組内容	・福祉避難所の充実				
目的	避難行動要支援者の避難支援体制を整備します。				
現状と課題	東日本大震災において、災害時に弱い立場に置かれる要介護高齢者や障害者など要支援者への避難支援等の重要性が改めて浮き彫りになり、その対策が急務となっています。				
成果指標	指 標	福祉避難所指定完了市町数			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	5市町	10市町	15市町	18市町	20市町

取組の方向性	(49)	<p>避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市町における避難行動要支援者の名簿の充実や名簿の適切な活用、個人プランの充実などを支援します。</p> <p>また、防災訓練での災害時要配慮者の避難訓練を実施します。</p>			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市町への避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有及び個人プランの充実支援 ・県や市町、要配慮者に係る団体、地域団体の主催する防災訓練で、要配慮者が参加する避難訓練の実施 				
目的	<p>避難行動要支援者の避難支援体制を整備します。</p> <p>各主体の行う防災訓練で要配慮者の参加をスタンダードとすることにより住民のUDへの理解を進めます。</p>				
現状と課題	<p>東日本大震災において、災害時に弱い立場に置かれる要介護高齢者や障害者など要支援者への避難支援等の重要性が改めて浮き彫りになり、その対策が急務となっています。</p> <p>要配慮者に対する訓練に行政を巻き込んで実施している例（難病支援ネットワーク）もありますが、県や、市町が行う防災訓練での要配慮者の参加は、要配慮者役（ダミー）やごく少数の方の参加にとどまっています。</p>				
成果指標	指 標	要配慮者の参加した避難訓練を行った市町の数			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	—	平成27年度に避難訓練のあり方を検討し、それ以降に実施			

項目⑪ 建築物の充実

取組の方向性	(50)	<p>佐賀県福祉のまちづくり条例（以下「条例」という。）について、様々な利用者や専門家の意見を聞きながら、時勢に応じた見直しを検討します。</p> <p>条例に基づくユニバーサルデザイン施設整備基準（以下「UD基準」という。）や施設整備基準（以下「整備基準」という。）のあり方を検討するとともに、公共的施設を整備する場合は、整備基準への適合を義務化することを検討します。</p>			
取組内容	・佐賀県福祉のまちづくり条例の見直し検討				
目的	UD基準や整備基準に適合する施設を増やし、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン化された建築物を増やしていきます。				
現状と課題	整備基準の適合率については、ここ数年届出施設のうちの20%台であり、また、UD基準適合施設数も低調に推移しています。				
成果指標	指 標	福祉のまちづくり条例の適合率			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	27.4%	27.4%	27.4%	30.0%	35.0%

取組の方向性	(51)	<p>県有施設については、市町、民間施設の先導的事例となるよう、UD基準により整備することを基本とします。</p> <p>また、既存施設については、一部増改築の際に、当該部分についてUD基準により整備することを基本としますが、当該工事以外の部分についても積極的にUD基準に適合するように努めます。</p> <p>なお、様々な利用者や専門家の意見を聞き、ユニバーサルデザインに関する最新の情報を取り入れるよう努め、利用者がより使いやすい施設を整備することとします。</p>			
	(52)	<p>県の補助により整備する公共施設又は公共的な用途に用いられる建築物等については、整備基準に適合することを義務付けます。</p> <p>なお、県が全額補助する施設等、県が政策的に強く関与する施設については、UD基準により整備することを原則とします。</p>			
	(53)	<p>市町施設や市町における上記施設についても、県と同様の取扱いを求め、市町関連施設のユニバーサルデザイン化を促進します。</p>			
取組内容	・ 県有施設等のユニバーサルデザイン化の推進				
目的	先導的に県有施設等のユニバーサルデザイン化を進めることで、市町、民間施設のユニバーサルデザイン化を促進します。				
現状と課題	<p>県では、平成16年度の「佐賀県公共施設ユニバーサルデザイン取組方針」及びその後の庁内通知により県有施設及び県の補助により整備する施設の基準適合について定めました。</p> <p>当該方針等の取組の徹底を図るとともに、市町施設についても同様の取組を求めていくことが必要です。</p>				
成果指標	指標	平成27年度の福祉のまちづくり条例の見直し検討結果を踏まえて、指標について検討			
	現状 (H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	—	条例見直し検討	検討結果を踏まえて設定		

取組の方向性	(54) 民間施設については、設置者や施設の整備に携わる事業者（特に設計に携わる者）などに対するユニバーサルデザインの意識啓発を行うとともに、条例に基づく指導・助言により、さらに利用しやすい施設整備に努めます。				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・設計者や施工者を対象とした講習会や建築技術職員の研修等の実施 ・条例に基づく指導・助言 				
目的	施設の整備に携わる者に対するユニバーサルデザインの意識啓発を図ります。				
現状と課題	<p>施設の整備に携わる事業者などのユニバーサルデザインへの理解が十分ではありません。</p> <p>また、建築技術職員（※）のユニバーサルデザインに関するスキルアップを図る必要があります。</p> <p>※公共建築物整備担当者、条例に基づく審査担当者</p>				
成果指標 1	指 標	建築士向け講習会でのユニバーサルデザインに関する講習の開催率			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
成果指標 2	指 標	建築技術職員向け研修会でのユニバーサルデザインに関する講習の開催率			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

取組の方向性	(55) 住まいやまちなかの施設・店舗、宿泊施設がユニバーサルデザイン化するに当たって相談ができる窓口を整備します。				
取組内容	・住まいに関する無料相談の実施（佐賀県安全住まいづくりサポートセンター）				
目的	サポーターとして登録された建築士が現地に出向き、住まいのバリアフリー化についてアドバイスすることにより、県民の安全・安心な住まいづくりを推進します。				
現状と課題	<p>平成26年度に実施した「住まいの性能向上に関する県民の意識調査」では、無料住宅相談（佐賀県安全住まいづくりサポートセンター）の認知度がとても低いことがわかりました。</p> <p>一方で、住まいを新築したり、リフォームする時に、約8割の県民が「気軽に相談できる専門家が必要」と考えています。</p>				
成果指標	指 標	無料住宅相談件数			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	72件	100件	200件	300件	400件

取組の方向性	(55) 住まいやまちなかの施設・店舗、宿泊施設がユニバーサルデザイン化するに当たって相談ができる窓口を整備します。				
取組内容	・住宅改修相談窓口の整備（在宅生活サポートセンター）				
目的	障害者や高齢者等多種多様な利用者に応じた住まいづくりの相談ができるようにします。				
現状と課題	高齢者や身体障害者に応じた相談や福祉用具の活用が行われていますが、視覚・聴覚障害等多様な障害には十分に対応できていません。				
成果指標 1	指 標	住宅改修相談件数			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	7,681件	7,835件	7,992件	8,072件	8,153件
成果指標 2	指 標	住宅改修関係講座参加者数			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	82人	84人	86人	87人	88人

取組の方向性	(55) 住まいやまちなかの施設・店舗、宿泊施設がユニバーサルデザイン化するに当たって相談ができる窓口を整備します。				
取組内容	・公共的施設のユニバーサルデザイン化に関する相談窓口の整備				
目的	商店や宿泊施設等の公共的施設において、適切なユニバーサルデザイン化がなされることにより、誰もが安心して外出できる暮らしやすいまちづくりを進めていきます。				
現状と課題	公共的施設のユニバーサルデザイン化が課題となっており、改修についてのノウハウが不足していたり、障害者、高齢者等に対する適切な対応の仕方を知らないことが受入のハードルになっています。				
成果指標	指 標	無料相談を受けて、改修や備品整備・人的対応などのUD対応がなされた公共的施設の件数			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	—	20件	20件	20件	20件

取組の方向性	(56) 誰もが学校を利用しやすいよう、県立学校におけるエレベーターの設置、段差解消、多機能トイレの設置などユニバーサルデザイン整備を進めます。 また、私立学校についても同様の取組を促進し、市町立学校についても同様の取組が広がるよう様々な機会を通じて呼びかけます。				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校のユニバーサルデザイン整備及び市町立学校への普及啓発 ・私立学校におけるユニバーサルデザイン整備の取組促進 				
目的	<p>県立学校において誰もが利用しやすい学習環境を整備するために、段差解消や多機能トイレの整備などを実施します。(基本整備)</p> <p>また、障害のある生徒の入学に合わせ、エレベーター等を設置します。(個別整備)</p> <p>私立学校においてユニバーサルデザイン整備の取組を促進し、誰もが利用しやすい学校づくりを促します。</p>				
現状と課題	<p>県立学校の基本整備については、当面、改築予定のない県立学校27校について、平成19年から計画的に整備を実施し、平成23年度末で完了しているが、改築校舎のある学校については、改築事業が終わり次第、整備を行う事としています。</p> <p>個別整備にあつては、障害のある生徒の入学の情報を得た段階で予算措置し、整備に取り組んでおり、平成19年度から9校実施しています。</p> <p>課題としては、予算の確保・調整、また、個別整備において、志願状況の把握等、関係機関との連携があります。</p> <p>市町立学校の整備は市町の責任と負担で実施されることから、市町との会議の場等を通じて普及啓発を行う事としています。</p> <p>私立学校においては、ユニバーサルデザイン整備への取組が十分とは言えません。</p>				
成果指標	指 標	段差解消や多機能トイレの整備等の学校数(基本整備)【県立学校】			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	33校整備済	—	1校	—	—

取組の方向性	(57) 高齢者等が安心して生活できる住まいづくりを進めるため、住宅セーフティネットの役割を担う公営住宅のバリアフリー化を促進します。				
取組内容	・公営住宅におけるエレベーター設置などのバリアフリー化の推進				
目的	高齢者等が安心して生活できるよう、公営住宅のバリアフリー化を推進していきます。				
現状と課題	高齢化社会が進展する中で、公営住宅のバリアフリー化は喫緊の課題であるものの、その取組は遅れています。				
成果指標	指 標	公営住宅のバリアフリー化率			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	64%	66%	69%	72%	75%

項目⑫ 道路・交通機関の充実

取組の方向性	(58) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」などによる旅客施設等のバリアフリー化を促進します。				
取組内容	・ JR九州の鉄道駅舎のバリアフリー化の促進				
目的	国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」に基づいて高齢者や障害者等の鉄道駅を利用した移動の円滑化を促進し、高齢者や障害者等の自立と社会参加の推進を図ります。				
現状と課題	<p>JR九州のバルーンさが駅（臨時駅）を除く県内 59 駅のうち、バリアフリー化されている駅は 27 駅、跨線橋や地下通路などにより段差(階段)のある駅は 32 駅となっています。</p> <p>このうち、1 駅（けやき台駅）は平成 27 年度に工事完了予定でバリアフリー化を進めており、平成 26 年度は、鍋島駅、牛津駅、肥前白石駅、浜崎駅、大町駅の 5 駅についてバリアフリー化の要望活動を、JR 九州に対し行いました。</p> <p>国の補助採択要件は、1 日当たりの平均的な利用者数が「3,000 人以上の駅」及び「3,000 人未満の駅」で</p> <p>①基本構想策定駅 ②高齢者又は障害者の利用が多い駅 ③特急停車駅</p> <p>などとされ、このうち「3,000 人以上の駅」については、バリアフリー化が済んでいます。</p>				
成果指標	指 標	国の補助採択要件に該当する駅のバリアフリー化			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	88% (7/8)	100% (8/8)	100% (8/8)	100% (8/8)	100% (8/8)

取組の方向性	(59) 円滑な移動手段を確保するため、ノンステップバスの導入など、公共交通機関の車両等のユニバーサルデザイン化を促進します。				
取組内容	・ ノンステップバス等公共交通機関のUD化の推進				
目的	公共交通機関を安全かつ円滑に利用できるようにすることで利用促進を図ります。				
現状と課題	高齢化等の進展によりノンステップバス等の導入が求められていますが、国や県の補助だけでなく、事業者負担も伴うので、厳しい経営状況では導入も進みにくい状況です。				
成果指標	指 標	ノンステップバスの導入率			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	18.4%	20.1%	21.8%	23.5%	25.2%

取組の方向性	(60)	誰もが移動しやすい地域にしていくため、デマンド交通、コミュニティバスの導入促進等、移動手段の確保に向けて取り組みます。			
取組内容	・デマンド交通など新たな移動手段導入のための市町職員の研修や市町における地域交通のあり方検討等のはたらきかけ				
目的	市町職員の研修を行い、市町内での移動手段確保の検討を働きかけることで、新たな移動手段の導入を促進します。				
現状と課題	高齢化が進展する一方で、免許保有率の増加などにより、公共交通機関の維持確保が困難になってきています。				
成果指標	指 標	デマンド交通など新たな移動手段の導入地区数			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	4地区	5地区	6地区	7地区	8地区

取組の方向性	(61)	誰もが安心して利用できる道路環境の整備を進めるため、交通安全総点検等を通じて関係機関・団体や利用者の意見などからニーズを把握し、反映するように努めます。			
取組内容	・関係機関と連携した交通安全総点検の実施				
目的	歩道のユニバーサル化を進めるとともに、職員や市町のユニバーサルデザインへの意識向上を目指します。				
現状と課題	高齢者の方がつまずく、車いすやベビーカーなどがスムーズに利用できないなどの意見に対応するため、関係機関・団体や利用者の意見を聞きながら改善を図っていくことが必要です。				
成果指標	指 標	交通安全総点検の実施箇所・率（累計）			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	42箇所 70% (14.0/20)	44箇所 75% (15.0/20)	46箇所 80% (16.0/20)	48箇所 82.5% (16.5/20)	50箇所 85% (17.0/20)

取組の方向性	(62) 誰もが通りやすい道路環境を整備するため、歩道幅員の確保や無電柱化道路の延長を行います。				
取組内容	・市街地における街路整備の推進				
目的	市街地における安全で円滑な交通機能の確保を図るとともに、誰もが通りやすい幅の広い歩道を整備します。				
現状と課題	街路整備事業に当たっては、多大な費用が必要となりますが、これまで国の補助事業や県の単独事業により、着実に推進しています。 しかし、今後、ますます財政状況が悪化する事が予想されるため、選択と集中による早期の事業効果の発現が求められています。				
成果指標	指 標	現時点（平成 26 年度末）での街路整備事業中箇所（県管理）における、計画延長に対する整備済延長の割合			
	現状 (H26 年度)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
	0% (0km)	4.3% (0.13km)	27.4% (0.82km)	55.4% (1.66km)	81.7% (2.45km)

取組の方向性	(63) 誰もが安心・快適に移動できるように、通学路などにおける歩道等の整備や歩行者等の交通安全対策を推進していきます。 また、歩道の整備等においては、交差点や横断歩道等の歩道乗入部の車道との段差をスロープ化するとともに、視覚障害者が識別できるよう誘導用ブロックを設けます。				
取組内容	・通学路などにおける歩道等の整備 ・歩道段差スロープ化とともに誘導用ブロック設置の推進				
目的	すべての利用者が便利で安全に安心して移動できるエリアを広げていきます。				
現状と課題	県内には、まだ歩道がない道路や歩道が狭い道路が多く残っています。 また、歩道段差スロープ化とともに誘導用ブロック設置を進めていく必要があります。				
成果指標	指 標	交安法指定通学路（H26. 3. 24 指定）の整備率(簡易含)			
	現状 (H26 年度)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
	78.8% (397.9km)	79.3% (400.0km)	79.7% (402.0km)	80.0% (404.0km)	80.4% (406.0km)

取組の方向性	(64)	バリアフリー対応型信号機や視認性の高いLED式信号灯器、交通情報板の高度化整備を行い、高齢者、障害者等のニーズに対応した交通安全施設の整備を進めます。			
取組内容	・バリアフリー対応型信号機やLED式信号灯器、交通情報板の高度化更新整備の推進				
目的	安全・快適にして環境にやさしい交通社会の実現を図ります。				
現状と課題	社会情勢等に応じて変化する交通情勢に的確に対応し、地域のニーズに応じた交通安全施設の整備が求められています。				
成果指標	指 標	交通安全施設の高度化整備			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	バリアフリー対応型信号機の整備数 193基	高度化更新整備を継続			
	信号灯器のLED化整備率 60.5%				
交通情報板の高度化整備数 16基					

項目⑬ その他まちなかのユニバーサルデザイン化の推進

取組の方向性	(65)	市町のまちづくりに対してユニバーサルデザインの視点に基づく助言等の支援に努めます。			
取組内容	・市町のまちづくりに対するユニバーサルデザインの視点に基づく助言等の支援				
目的	市町が取り組むまちづくりに、あらかじめユニバーサルデザインの視点を入れることにより、誰もが住みやすく、訪れやすいまちをつくり、まちの活性化を図ります。				
現状と課題	現在、高齢者、障害者等でも、住みやすく、訪れやすいまちなかになっていません。今後、進行する少子高齢化等の社会環境の変化を踏まえると、これから行われるまちづくりには、UDの視点を取り入れることが求められます。				
成果指標	指 標	市町のまちづくりへのユニバーサルデザインの視点に基づく助言等の支援			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	—	継続して支援実施			

取組の方向性	(66) 誰もが気軽に外出できるよう、みんなのトイレを増やすとともに、飲食店・ ① 物販施設・宿泊施設・公民館等の和式トイレの洋式化を進めていきます。				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> みんなのトイレ協力施設数増加 誰もが利用する施設等のトイレの洋式化促進 				
目的	誰もが利用しやすいみんなのトイレ設置施設数や洋式トイレを増やすことで、誰もが気軽に外出できるようにします。				
現状と課題	超高齢化社会を迎える中、誰もが気軽に外出できるよう、誰もが利用しやすいトイレを設置した施設を増やしたり、トイレを洋式化する必要があります。				
成果指標 1	指 標	整備する洋式トイレ箇所数			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	754箇所	900箇所	—	—	—
成果指標 2	指 標	みんなのトイレ設置施設数			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	1,071施設	1,080施設	1,090施設	1,100施設	1,110施設

取組の方向性	(66) 車で移動される高齢者や障害者等のためにパーキングパーミット協力施設 を増やしていくとともに、プラスワンスペースの確保に努めていきます。 ② また、パーキングパーミット制度については、今後、国による制度化や外国との相互利用を目指し、取り組んでいきます。				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> パーキングパーミット制度の拡充 国による制度化や外国との相互利用に向けた取組 				
目的	歩行困難な方に利用証を交付し、本当に必要とする人のために身障者用駐車場を確保します。				
現状と課題	<p>パーキングパーミットの利用者が増え（H26年度末 35,646人）、身障者用駐車場に駐車できない車いすユーザーが増える中で、スペースの関係から施設の身障者用駐車場の台数を早急に増やすことは困難な状況です。</p> <p>また、全国共通の課題としていまだ身障者用駐車場の不適正な利用があり、当制度の推進とともに全国規模での広報啓発も必要です。</p>				
成果指標	指 標	プラスワンスペース設置施設数			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	457施設	460施設	465施設	470施設	475施設

取組の方向性	(66) まちなかの公園において、園路・広場、駐車場、トイレ等のユニバーサル ③ デザイン化を促進します。				
取組内容	・都市公園移動等円滑化基準・ガイドラインに適合した特定公園施設の整備を促進				
目的	誰もが安全に、快適に利用できるよう、都市公園の出入り口及び駐車場から主要な公園施設までの経路を確保すると共に、高齢者や障害者も安心して利用できるトイレの整備を進めます。				
現状と課題	不特定かつ多数の人が利用する都市公園においては、車いす利用者用駐車施設の確保や、園路の有効幅、段差の解消、傾斜路における勾配緩和、手すりの設置など、バリアフリー化の促進が必要となっています。また、公園内のトイレに、十分な出入口、手すり、水洗器具等を有する多機能便房が1つも無い公園があり、高齢者や障害者等が安心して利用できない状況です。				
成果指標	指 標	県、市町が管理する都市公園等におけるトイレのバリアフリー化達成率			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	33.0% (H25年度末)	34.0%	35.0%	36.0%	37.0%

取組の方向性	(66) 商店街を誰もが安心して行動でき、楽しめる空間にするため商店街のユニ ④ バーサルデザイン化を促進します。				
取組内容	・商店街のユニバーサルデザイン化の促進				
目的	県内の商店街には、老朽化したアーケードにより、雨天時に足元がすべりやすくなる、アーケードが落下する恐れがある等の問題があるものもあり、それらを改善することにより、誰もが安心安全に商店街を利用できるようにします。				
現状と課題	ユニバーサルデザインの考え方に立った商店街の活性化を図る必要があります。				
成果指標 1	指 標	安心安全まちづくりのモデル地域創出			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	—	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
成果指標 2	指 標	商店街再活性化推進事業においてユニバーサルデザインの視点で実施した項目数			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	—	1事業者につき1項目以上(毎年)			

取組の方向性	(67) 地域共生ステーションには、高齢者を対象とした「宅老所」と高齢者や障害者、子どもなど誰もが利用できる「ぬくもいホーム」がありますが、ぬくもいホームの数が少ないので、誰もが安心して気軽に利用できるようぬくもいホームを増やしていきます。				
取組内容	・「ぬくもいホーム」機能充実に向けた新規開設相談の強化及び転換等補助の充実				
目的	高齢者、障害者、子どもなど誰もが、住み慣れた地域の中で、気軽に集い、交流し、情報交換できる居場所があり、自分らしく、安心して暮らすことができるようにします。				
現状と課題	<p>高齢化の進行や人口減少などの社会変化の中で、家庭内や地域住民間のつながりが希薄化しています。</p> <p>一方、人々がお互いの多様なあり方を尊重し、対等な関係を築く「共生」の考え方が広まっている中、その地域に住むすべての人に「居場所と出番」のある住民全体の地域社会づくりやサービス提供体制づくりが求められています。</p> <p>その重要な拠点の一つとして誰でも利用できる「ぬくもいホーム」を増やしていく必要があります。</p>				
成果指標	指 標	「ぬくもいホーム」の設置割合			
	現状(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	39.5%	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%

資料

1. 指針の策定経過

年月日	項目	内容等
平成26年10月頃	佐賀ユニバーサルデザイン推進会議のアドバイザー等からの意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの取組の振り返り ・ 佐賀ユニバーサルデザイン推進指針等の見直し案について
平成27年1月29日	(第1回) 佐賀ユニバーサルデザイン推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの取組の振り返り ・ 佐賀ユニバーサルデザイン推進指針等の見直し案について
平成27年2月13日	佐賀ユニバーサルデザイン推進会議のアドバイザーとの意見交換	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐賀ユニバーサルデザイン推進指針等の見直し案について
平成27年3月25日	(第2回) 佐賀ユニバーサルデザイン推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐賀ユニバーサルデザイン推進指針等の見直し案について
平成27年5月12日～ 平成27年5月31日	パブリック・コメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の方からの意見聴取
平成27年6月5日	(第3回) 佐賀ユニバーサルデザイン推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐賀ユニバーサルデザイン推進指針2015（案）について

2. 佐賀ユニバーサルデザイン推進会議委員名簿

区分	所属団体等	職	氏名
学識経験者	企画工房 REPRO (リプロ)	代表	大草秀幸
	佐賀大学医学部	准教授	松尾清美
	佐賀大学	講師	井手将文
県民	(公財)佐賀県国際交流協会		大橋キムバリー・アン
	(一財)佐賀県老人クラブ連合会	副会長	久野絹子
	佐賀県脊損会	会長	田端弘
	(一社)佐賀県視覚障害者団体連合会		蓮尾和敏
	公募委員		片渕さゆり
CSO、団体(福祉等)等	(一社)佐賀県建築士会本部	理事	三原ユキ江
	(福)佐賀県共同募金会	専門員	蒲原慶嗣
	NPO 法人佐賀県 CSO 推進機構		濱野雄一郎
	(公財)佐賀県地域産業支援センター	副事務局長	坂井亨
	佐賀嬉野バリアフリーツアーズセンター	会長	小原健史
企業	(一社)佐賀県バス・タクシー協会	専務理事	森川直行
	鳥栖観光コンベンション協会	副会長	中村涼子
	(株)ジェピック	代表取締役	石丸純子
	(株)サガテレビ	編成制作部 副部長	時里優
	コクヨマーケティング株式会社営業開発部		楠根佳恵美
	佐賀県ケーブルテレビ協議会	会長	原隆司
	イオン九州(株)総務部環境・社会貢献グループ	マネジャー	林憲司
行政	佐賀県市長会会長 (多久市長)		横尾俊彦
	佐賀県町村会理事 (太良町長)		岩島正昭

アドバイザー			
まち	中央大学研究開発機構	教授	秋山哲男
	ユニバーサルデザイン・コンソーシアム	代表取締役	梶本久夫
	静岡文化芸術大学	名誉教授	古瀬敏
	(株)アクセスインターナショナル 順天堂大学 医学部 整形外科学講座	代表取締役社長 非常勤講師	山崎泰広
もの	TOTO 株式会社テクニカルセンターUD プレゼンテーショングループ	企画主幹	田村房義
	細山 UD-Unit 拓殖大学	代表 非常勤講師	細山雅一
ソフト	博報堂ダイバーシティデザイン	所長	井上滋樹
	同志社大学政策学部 (株)ユーディット (情報のユニバーサルデザイン研究所)	教授 会長	関根千佳

<お問い合わせ先>

佐賀県 統括本部 ユニバーサル社会推進グループ

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

電 話 0952-25-7068

FAX 0952-25-7401

E-mail ud-g@pref.saga.lg.jp